

令和4年第3回川西町 議会定例会会議録

令和4年9月5日 月曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣 副議長 寒河江 司

出席議員（13名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 吉村 徹 君
5番 島 貫 偕 君	6番 伊藤 寿郎 君
7番 伊藤 進 君	8番 神村 建二 君
9番 橋本 欣一 君	10番 淀 秀夫 君
11番 高橋 輝行 君	13番 寒河江 司 君
14番 鈴木 幸廣 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 山口 俊昭 君
教育長 小林 英喜 君	総務課長 大滝 治則 君
安全安心課長 後藤 哲雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 安部 博之 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課長 小林 俊一 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長・ 農業委員会 事務局長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 正隆 君	教育文化課長 金子 征美 君
農業委員会 会長 大沼 藤一 君	財政主査 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 2 号)

令和4年9月5日 月曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 神 村 建 二 君
2. 渡 部 秀 一 君
3. 吉 村 徹 君
4. 橋 本 欣 一 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回川西町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は6名でありますので、本日と明日にわたり行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の8番神村建二君は質問席にお着きください。

神村建二君。

第1順位、神村建二君。

(8番 神村建二君 登壇)

○8番 おはようございます。

まず初めに、このたびの豪雨によって多大な被災を受けられました方々に改めてお見舞いを申し上げます。

羽越災害をしのぐような災害でありまして、県知事、県議会の皆さんのご尽力、そしてさらに町当局のご努力によりまして、国のほうから激甚災害の指定の段取りになっております。町に対しては、財政の補助の特別な措置が期待されております。我々も全力を尽くして支援してまいりますので、被災された方々も復旧に向けて力を尽くしていただきたいと思っております。

それでは、さきに通告してありますとおり質問をいたします。

水害の質問については、他の議員の方が多数用意されておりますので、私は後日の機会にすることにして、本日は少し別な視点から質問をいたします。

1、地球温暖化対策について（スキマ分野の考察）。

地球温暖化対策は、世界共通の喫緊の課題であり、また国民が一体となって取り組んでいかなければならない重要な問題でもある。

ここ置賜地方では、8月3日、4日にかけて記録的な大雨に見舞われ、川西町ではため池の決壊、河川の氾濫、家屋への浸水や道路の崩落などが発生し、甚大な被害を被った。激甚災害級の被害と言える。

こうした豪雨の要因は、人間が引き起こした地球温暖化にあるとも言われている。各国が化石燃料の燃焼をできるだけ早く止めることが求められている。

そうした中、国はカーボンニュートラル達成のために、2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを宣言した。本町においても川西町ゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを目標に取組を進めている。その実現のために、化石燃料の依存を低減し、再生可能エネルギーシフトが必要となっている。その大きな要素を占めるのは太陽光発電、風力発電、バイオマス発電及び地熱発電などであるが、今回は見落としされがちな隙間分野での考察を試みた。

（1）公共施設のLED化について。

国は、カーボンニュートラル政策の一環として、2030年までに政府が保有する施設の100%LED化を閣議決定した。

既存照明器具の生産は令和元年に終了しており、蛍光管の製造も2030年には終了すると言われており、LED化は喫緊の課題となっている。現在、公共施設などでは、交換すべき照明の総数も膨大になることが予想されている。ある試算によれば、施設単発の建設発注に比べ、リースを活用した全施設一括LED化方式が財政メリットが高いとの報告もあり、電気料金の削減やCO₂削減量の効果などを踏まえ、真剣に検討していく課題と考える。

このことを踏まえ、幾つか伺いたい。

①本町公共施設のLED化についてどのように考えているか。

②LED化による電気使用量削減額は財政メリットになるが、削減額はどのように見ているか。

（2）プラスチックごみ削減について。

次に、二酸化炭素排出量の大きな要因になっているごみ処理について、プラスチックの削

減に取り組む自治体が近年増加している。

米沢市は、本年7月にプラスチックごみゼロ宣言を行った。近年、大気・海洋汚染などのプラスチックごみ問題が急浮上している中、環境省主導のプラスチック・スマートに参画する団体が増え、プラスチック分別の徹底、ポイ捨ての防止、プラスチック使用の削減などに取り組んでいる。全国では、令和元年時点で585団体から810件の取組が登録されている。県内の自治体では、米沢市が初めてゼロ宣言を行っている。

このような状況下、①プラスチックごみ削減をどのように考えるか。

(3) 田んぼダムについて。

今、田んぼダムが注目されている。田んぼダムは、水田から流れ出る水の箇所に調節版を取り付け、排水量を抑制し、河川や水路の水位上昇を防ぐ仕組みである。それによって減災を図ろうとするもので、土地の利用の仕方によって効果的で持続的な取組が期待されている。

山形県でも県田んぼダム推進情報連絡会を設立し、田んぼダムの普及拡大を目指している。また、県議会でも論議がなされている。

①田んぼダムの本町の取組はどのようになっているか。

大きな2番目、マイナンバーカードの現状と課題について。

2016年に交付開始されたマイナンバーカードは、個人を識別するために国民一人一人に付与された12桁の番号である。2022年6月時点で、国の交付率は45.3%にとどまっている。また、本県の取得率は41.3%で、全国38位と低迷している。各市町村は、いろんな手法で普及に努めているが、必要性に疑問を持つ住民も少なくない。

一方、マイナンバーカードのメリットとして、公的な身分証明書として使える、口座開設やパスポートの新規発給に利用できる、住民票の写しや印鑑登録証明書がコンビニで取得できる、市町村や国の提供するサービスを一元化できる、青色申告の際に節税につながるなどがあるなどが上げられている。

県内では、取得者に奨励金を贈るキャンペーンを展開し、取得率を上げている市もあると聞く。また、国のカードの普及策として、ポイントを付与するマイナポイント制度も効果ある仕組みとして期待されている。そのような背景の下、以下について伺いたい。

①マイナンバーカード普及における課題は何か。

②マイナンバーカード利用の課題は何か。

以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公共施設のLED化について、本町公共施設のLED化についての考えはについてであります。議員ご指摘のとおり、既存照明器具の生産は既に終了しておりますので、交換が必要となった照明器具は順次LEDの器具に交換している状況であります。LED照明への切替えは、消費電力が減少することから二酸化炭素の削減につながり、ゼロカーボンシティの実現に向けて前進するものであると考えております。

現在、公共施設ごとの照明器具数などの調査は行っておりませんが、全体では膨大な数になりますので、今後施設の改修等も視野に入れながら、計画的にLED化を進めていくべきものと考えております。

LED化に当たっては、リースの活用も一つの方法であることは認識しており、電気料金が高騰している中において、電力消費量が少ないLED化は財政的なメリットもあると考えております。

次に、LED化による電気使用量削減額はどのように見ているかについてであります。従来の蛍光灯とLEDを比較した場合、約37%消費電力が低いというデータがあります。これを基に、役場庁舎の電気使用量を当てはめると、年間の電気料金が約300万円程度削減されていると考えられ、今後電気料金の高騰が続く場合には、削減額はさらに大きくなるものと考えます。

また、LEDは、従来の蛍光灯と比較して3倍以上寿命が長いと言われており、設備の更新サイクルが長くなるメリットもありますので、順次更新してまいりたいと考えております。

次に、プラスチックごみ削減をどのように考えるかについてであります。プラスチック製品は、私たちの生活には欠かせない化学製品の一方、近年はこのプラスチックの大量廃棄により様々な環境問題の原因となっております。あわせて、プラスチックは、生産時に大量の製造エネルギーを消費することや、石油由来で炭素を多く含むことから、燃やすことで多くの二酸化炭素など温室効果ガスを排出し、地球温暖化に拍車をかけると考えられております。廃プラスチックが分解し、微粒化したマイクロプラスチックが生態系に与える海洋汚染が深刻化しているとの報告もあります。

このような状況を受け、環境省では平成30年、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人や自治体、NGO、企業等、幅広い主体が連携協働して、取組の後押しを目的に、

プラスチック・スマートキャンペーンを立ち上げました。

プラスチックによる海洋汚染と地球温暖化という2つの問題の解決策として、使い捨てプラスチックの使用削減と分別によるリサイクルなどの適正な処理が求められています。

本町においては、令和2年度に地球温暖化防止を目指し、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする川西町ゼロカーボンシティを宣言し、具体的な取組を推進するため、第4次川西町環境基本計画を策定しながら、SDGsの目標達成とゼロカーボンシティの実現を目指し、ごみの減量化対策として分別の指導啓発を進めてまいりました。

役場庁舎内においても川西町エコオフィスシステムを策定し、地球温暖化防止に向けて、公共施設の廃棄物と資源物の分別を徹底すべく意識啓発を図っているところであります。町民の皆さんに対しては、プラスチックを利用しない減量化や分別徹底によるリサイクルを推進し、ごみの排出量の削減の取組等について分かりやすく周知してまいりたいと考えております。

次に、田んぼダムについて、田んぼダムの本町の取組はどうなっているかについてですが、近年、気候変動の影響により、時間雨量50ミリメートルを超える短時間豪雨の発生が増加し、水害等が頻発・激甚化する中、営農しながら取り組むことができ、地域の防災・減災に貢献する田んぼダムの取組が注目されております。

山形県では今年度、やまがた田んぼダム推進事業を新規に立ち上げ、田んぼダム普及のための田んぼダム連携事業と、田んぼダムの効果を調査、検証する田んぼダム貯留機能効果検証事業をスタートさせました。

6月24日に、山形県田んぼダム推進情報連絡会が県内4つの活動団体代表と山形県置賜地方の農林担当課長、そして土地改良関係者で組織され、やまがた田んぼダム推進事業の概要や実証圃場の設置などについて説明を受け、実証圃場として川西町尾長島地区と飯豊町中地区に設置し、効果を検証していくと報告されました。

本町の尾長島地区の実証圃場は、吉島地区内を流れる万福寺川の上流域に川西東部維持管理組合の協力により設置され、排水抑制板設置区4.2ヘクタールと排水制御板なし区4.2ヘクタールの2区画で計8.4ヘクタールとなっております。それぞれの区域の排水路の上流と下流に排水量観測器を設置し、田んぼダムの貯留機能効果を検証するもので、7月11日から開始されております。現在、実証調査中であり、稲刈り後に結果データを基に効果検討が行われることになっております。しかし、このたびの8月3日からの豪雨は想定外の雨量となり、

効果について検証することは難しいと思われませんが、今後の課題の整理に生かしてほしいと考えております。

田んぼダムは、水田の排水溝に水位調整板を設置し、排水路の水位上昇を抑制する仕組みで、流域治水を進める上で効果が高いと言われておりますが、その普及拡大には農業者の理解と協力が必要となります。また、取り組むエリアの水路強化も併せて行う必要があり、事業普及には土地改良区や水利管理組織との連携も重要となります。そのため、このたびの実証圃場のデータを基に、農業者の皆さんや関係機関との勉強会、意見交換会を実施し、理解を深めることが田んぼダムの普及拡大には重要と考えております。

次に、マイナンバーカードの現状と課題について、マイナンバーカード普及における課題はについてであります。個人番号カード、通称マイナンバーカードは、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤とすることを目的に、平成28年1月から交付を行っており、現在、マイナポイント事業によりマイナンバーカードの普及を図っております。

これまで、町報やチラシの配布などの広報活動や、税申告会場、コロナワクチン接種会場、各種選挙の期日前投票時に出向いて申請を受け付けるなど、取得促進に努めてまいりました。あわせて、奨学金や就職後の会社へのマイナンバー提示などの活用に加え、マイナポイントを取得いただくため、置賜管内の高等学校の高校生に対し、カード申請のチラシ配布を行ってきました。

また、マイナンバーカード申請窓口については、平日役場に来庁できない方のために毎月第4日曜日に開庁するとともに、毎週木曜日は午後7時まで窓口時間を延長してきました。

本町のマイナンバーカードの交付率は、本年8月21日現在で46.7%であり、国の交付率が47.1%、山形県は43.6%となっており、県平均より上回り、県内では上位の交付率となっております。

内閣府が実施した世論調査によりますと、マイナンバーカードを取得していない理由として、取得する必要性が感じられない、個人情報の漏えいが心配、紛失や盗難が心配、申請手続が面倒などとなっており、本町においても同様の声が寄せられております。

本町のマイナンバーカードの取得状況を見ると、20代以上の方は約50%以上取得しておりますが、10代以下は約40%の取得率にとどまっており、課題であると認識しております。

マイナポイント事業の対象となるカード申請期限が今月末であるため、9月をマイナンバーカード申請の強化月間と位置づけ、特に未成年者の保護者や若年層にチラシの配布や呼び

かけを行い、取得率向上に努めてまいります。

具体的な取組としては、9月23日から25日までの3日間、イオン米沢店において、米沢市、南陽市、高畠町、小国町と連携し、大規模なマイナンバーカード出張申請の受付を実施いたします。タレントを起用したテレビCM放映のほか、県ホームページや町報等で広く町民へ周知を図り、申請を推進するものであります。

今後のマイナンバーカード取得促進に向けての取組については、利便性や安全性を周知することが重要であることから、引き続き町報、町ホームページ、町公式LINEなどで啓発を行ってまいります。また、町内の各種団体等へ出向いてカードの申請の受付を行うなど、積極的に推進してまいります。

次に、マイナンバーカード利用の課題は何かについてであります。マイナンバーカードは、顔写真つきの身分証明書、確定申告の手続、健康保険証、新型コロナワクチン接種証明書などに利用できます。その中でも利用頻度が高いものが、昨年10月から本格運用が始まったマイナンバーカードによる健康保険証の利用であります。対応できる医療機関は本年7月24日現在で25.8%にとどまっており、十分に利用できる環境になっていない状況にあります。

厚生労働省では、健康保険証を原則廃止してマイナンバーカードに統一していくため、令和5年4月よりカード利用に必要なシステム導入を医療機関に義務化する方針を決定しており、今後整備が加速していくものと認識しております。

国のデジタル田園都市国家構想基本方針において、マイナンバーカードの利便性向上、利活用の拡大が掲げられておりますが、現時点において町民のニーズを十分満たしたマイナンバーカード利用のサービスが少ないのが課題であります。

町では、マイナンバーカード所持者について、町民の来庁負担の軽減を図るため、オンラインによる転出・転入手続のワンストップ化を令和5年2月より実施する予定としており、マイナンバーカード所持者が自宅で端末から転出届と転入予約をオンラインで行い、転入地市町村へはマイナンバーカードを提示し、転入届のみで手続が完了することが可能となります。

国では、令和6年度末を目指し、マイナンバーカードへの運転免許情報の一体化など、様々な分野で利便性の向上やオンライン手続の推進などカード利用の拡大を検討していることから、国の動向等を注視し、情報を提供してまいりたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○8番 最初に、LED化の件でございますが、ご回答にもありますとおり、LED化することによって電気料が非常に安くなって、効果があるということでございます。

それで、従来のように計画的にLED化を進めていくというお答えでございましたが、この計画というのは具体的にどういうことかお聞きしたいと思います。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの神村議員のご質問にお答えいたします。

計画的にLED化を進めていくということで、まだ具体的な施設などは絞り込んでおりませんが、順次施設ごとに導入を具体的に検討してまいりたいと思っております。特に、規模の大きな施設、学校等も含め、そういったところから重点的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 神村建二君。

○8番 町で作成している公共施設関係の計画としては、川西町公共施設個別施設計画というのがございます。それから、個別じゃなくて総合的な計画書もございます。LED化もその公共施設の町でつくっている計画書、それに沿ってやっていくということによろしいのでしょうか。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 LED化につきましては、ただいま議員からありました公共施設総合管理計画、あるいは個別施設計画については、具体的な照明設備についてどのようにしていくかというところまでは盛り込まれておりません。施設の数であったり、その面積等をどのようにしていくか、縮小していく方向でというふうな中身になってございます。ただ、具体的には、そういったその施設の将来的な維持管理といいますか、施設の在り方も含めて、その照明器具をどのようにしていくかということも複合して検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 神村建二君。

○8番 その個別計画、総合計画ということにつきましては、委員会が町で設置してありまして、川西町公共施設等管理委員会がございまして、ここで計画して進行管理を行っていくと。この川西町公共施設等管理委員会の中で、このLED化による効果というのは大きい、回答にもありましたように、年間300万ほどになっているということでございますので、10年だと3,000万になると。ですから、LED化をいち早く進めた場合に、その効果というのが非常に大きいのかなというふうに思いますので、その委員会で検討をぜひお願いしたいなとい

うふうに思います。

それから、過去に、これは平成23年に川西町省エネチャレンジというのが、そういうキャンペーンがありまして、各家庭で節電、これは節電事業として川西町省エネチャレンジ、これは前年度と比較した電気料の節約が高い世帯に対して、何がしかの恩恵、商品を与えるというふうなことが過去にあったんですが、これは今はちょっとそういった内容は見えないですけれども、これを復活させるようなことは考えていらっしゃらないですか。

○議長 近住民課長。

○住民課長 ただいまの神村議員のご質問にお答えいたします。

確かに以前、節電を図るためということで省エネチャレンジを実施しておりましたが、現在は実施しておらない状況でございます。これからますます地球温暖化というような観点から、このようなことが推進されるべきということで、今後検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 神村建二君。

○8番 過去のことでちょっとデータのどのかなということはありませんけれども、これ23年にそういうものを発足して、そういう活動をやったということですが、これもし効果的なものが分かればちょっと、どういった効果があったのかなというようなことが分かればお答えいただきたいんですけども。もし分からなければよろしいです。

○議長 近住民課長。

○住民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

効果につきましては、広く町民にこのようなことを実施しているということで、ある程度の成果はあったのかなとは思いますが、現実、ちょっと手元に数字的なものはございませんので、今後このようなことをまた復活するように検討してまいりたいと思っているところで

○議長 神村建二君。

○8番 ぜひ、単なるLEDじゃなくて、やっぱり省エネの電気料が大幅に減るといような狙いがありますから、LED化については進めていっていただきたいと。とにかく照明器具そのものがもう生産されていないというような状況でございますので、これはやはり急いでLED化を進める必要があるのかなというふうに感じます。

それでは、次のプラスチックごみの削減についてでございますが、プラスチックそのものを減らしていくということが地球温暖化対策からも肝要でございますが、この1つの方法と

して、プラスチックを減らす方法として、町で開いている会議のときに配るペットボトル、これを紙パックにしたり、それからマイバッグ、マイボトル、それからマイ箸というようなことが世間で言われておりますが、そういった活用をまず役場の中でやって、率先して取り組んで、町民への啓発を図るということも一つの方法かと思いますが、その辺のことを検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 近住民課長。

○住民課長 神村議員おっしゃるとおり、お隣の米沢市ではプラスチックごみゼロ宣言ということで実施されております。

プラスチックにつきましては、近年、本町にとりましても大変増えている現状でございます。申し上げますと、昨年度、令和3年度ですけれども、ごみの減量化を目指して、町民の皆様には資源物の分別収集、再資源化の推進ということでご協力いただいているところですが、プラ類につきましては、昨年度51.9トンということで、前年度に比較して約2トン増えている状況でございます。

これは、コロナ禍でなかなかこういう状況にあるのかなと思いますけれども、プラスチックごみの増大により海洋へのもたらす影響も非常に影響されております。このようなことから、率先する本町役場においてもこのような、神村議員のおっしゃるような会議でのペットボトルから紙へ、それからプラスチック製品を減らすような行動をとということで、今後も推進してまいりたいと思っているところです。よろしく願いいたします。

○議長 神村建二君。

○8番 今おっしゃったように、米沢市ではゼロ宣言を行って活動しているということでございますが、本町においても、これは環境省のプラスチック・スマートという活動ですけれども、これに賛同してプラスチックごみゼロ宣言ということを宣言されてはどうなんでしょうか。

○議長 近住民課長。

○住民課長 このプラスチックごみを削減するというについては、大変効果があるのかなと思います。本町の環境につきましては、内部委員のほかに、外部委員ということで、環境についてのご意見をいただく場を設定しておりますので、皆様方のご意見もいただきながら、今後進めてまいりたいと思っているところです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいま課長からお話したとおりでありまして、町民の皆さんのご理解をいただきな

から推進していくことが宣言の実効性を高めることになるというふうに考えております。ここはリーダーシップといいますか、町としての指針も明確に示す必要もありますので、内部の委員会がございまして、その中で十分議論をさせていただきながら、より効果のある、実効性のある取組にしていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 神村建二君。

○8番 次に、田んぼダムについてですが、町としても実証圃場を設置して検証しているということで、今回は豪雨があつてきちとした検証がなかなかできないということでございますので、これは今後の課題かなというふうに感じます。ただ、この田んぼダムの効果というのは非常に費用が安い。費用ということは、初期費用が安いということ、それから維持費も安い、少なくて済むと、そういうことでございますので、ぜひとも田んぼダムの町の取組、今後とも積極的にお願いしたいなということを要望いたします。

続いて、マイナンバーカードでございまして、これもいろいろと国の主導でやっているんですが、普及率もなかなか上がらないという状況の中で、先ほどの答弁ですと、マイナンバーカードを取得するための、休日の町の役場のオープンとか、それから置農生への対応とか、いろいろありましたけれども、問題はそういったマイナンバーカードを取得するための利便性と同時に、マイナンバーカードに対する理解を深めるための方策も必要かなと。理解が薄いとなかなかマイナンバーカードを取得しようかなということにもならないんで、そういったマイナンバーカードに対する理解を深めるために、どのようなことを実施または検討しているのかなということをお聞きしたいと思っております。

○議長 近住民課長。

○住民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

理解を深めるためにということで、こちらのほうからのPR等を行っているところですが、なかなかPRだけでは皆様方には届かないと感じているところです。各地区に出向いてそれぞれ申請の受付なども今後進めていくところですが、本日、玉庭の百歳体操の場において出張受付なども行っております。今後、さらにこのようなことを進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 神村建二君。

○8番 ぜひ取得率が上がるように期待したいと思います。それにはやはりマイナンバーカードの理解がなかなか進まない、そういった取ってみようかなという方も少なくなると思う

んで、ぜひお願いしたいと思います。

それで、国のほうでは、マイナンバーカードの取得率に応じて地方交付税の配分額を決めるというふうなこともちらほら言われておりますが、こういうことも情報として入っていらっしゃると思うんですが、これに対する町の見解をお聞きしたいんですけれども。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 前の総務大臣からそういう発言がございまして、町村会としても大変心配したところではありますが、全国のほうから総務省のほうに問合せをしていただいた結果としては、その取得率によって交付税を削減するとかということではなくて、マイナンバーカードが普及すれば、それに関わるデジタル化の推進とか様々なシステムの導入とか、費用がかかり増しするだろうということでの交付税の算入等について検討していくという、そういう答弁をいただいているところでもありますので、ただ単なる取得率ということではなくて、それに関連する整備する費用がかかり増しすることに対して支援していくという、そういう回答をいただいておりますので、直接的に交付税云々ということではないのではないかなと捉えております。

○議長 神村建二君。

○8番 マイナンバーカードを取得します。そうすると、取得して、それが永遠に使えるかということではなくて、ある年数で更新しなくちゃならないということを聞いておりますが、この辺の情報というのはあまり町民に発信されていないと思っているんです。ですから、ほとんど知らない人が多いというふうに思うんですが、この辺の情報を発信するそういう場面というのはあるんでしょうか。

○議長 近住民課長。

○住民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

通常10年で、10回目の誕生日までというのが更新になります。18歳未満は5年ということとで現在定められているところですが、こちら辺は今まで以上にPRの必要があるのかなと思っておりますので、今後進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 神村建二君。

○8番 いずれにしてもこれは国の施策でやっているわけなんです、国民のみんなの理解と、それから納得の得られる制度、こういったことになるように祈願をして質問を終わります。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時40分といたします。

(午前10時17分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 第2順位の3番渡部秀一君は質問席にお着きください。

渡部秀一君。

第2順位、渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 それでは、通告のとおり質問を始めます。

このたびの豪雨災害で罹災された方に対して心よりお見舞い申し上げ、一日も早いご再建を願うものでございます。

8月3日に、次々と線状降水帯が現れ、短時間で驚くべき降水量を記録し、想定を超える被害があったわけですが、その中でダリヤ園周辺のことから伺います。

ここは、内山沢堤方面の水が新八堤を通りダリヤ園へ、平谷地方面からダリヤ園のほうへと流れ、また水路の許容を超える水とともに鏡沼に押し寄せ破堤し、一気に公園下、宮町、桐町、若葉町、十日町へと濁流被害が広がったと聞いております。

罹災した人からの情報では、土砂や流木も多かったということです。また、前から多めの雨が降ると、鏡沼下の水門の道路反対側で大光院寄りの水路から水があふれ、ダリヤ園管理棟のほうへと流れていたとのことから、検証中と思われますが、内山沢堤から十日町までの被害状況を分かる範囲で教えていただきたい。

また、新八堤は谷地化しており、しゅんせつもされておらず、ため池としての機能を失っていますが、そもそも必要なのか伺いたい。

そして、災害に強いまちづくりのためにも、内山沢堤からの水路設計は大きく見直す時期に来ているのではないかと思います。方向性など見解を伺いたい。

次に、観光拠点であるダリヤ園、ハーブガーデンですが、今年度の営業はどうするのか、復旧は原状復帰なのか、それともこれを機にもっとよくしていくのかお尋ねいたします。

鏡沼は原状復帰するのでしょうか。ダリヤ園を訪れるとき、鏡沼の水面を眺めながら駐車場へと登っていくのはすばらしい景観だと思っていましたが、どうでしょう。

続いて、ハザードマップですが、内水の氾濫についてはほぼ合っていたと聞いております。このたびは鏡沼の破堤があり、その分が想定されていなかったのはなぜか。それと、大変大事なことですが、ハザードマップの中にあるべきと思われる内山沢堤と大沢ため池3号の2つの大きな池なのに、載っていないのはなぜか教えていただきたい。

次に、塩ノ沢射撃場は施設全損となっていますが、有害鳥獣対策のために頑張っていたという猟友会のためにも何とかしなければならないと思うが、どうするのかお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長 答弁を求めます。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ダリヤ園周辺についてであります。内山沢堤から上小松及び中小松の一部に至るまでの被災状況は、8月25日現在、住宅等では、住宅被害84棟、うち床上浸水38棟、床下浸水46棟、道路被害では、道路冠水県道1路線、町道6路線、路肩欠損1路線、路面崩壊1路線、路面流出2路線となっております。

川西ダリヤ園では、園内全域冠水、球根一部流出、園路、芝生、水路への土砂・砂利流入、インターロッキングブロックの破損、品種表示看板、茶屋脇自動販売機流出、大光院側の農業用水路崩落となっております。

置賜公園では、管理棟周辺・ハーブ園の冠水、日本庭園の流出、インターロッキングブロック一部流出、増殖畑一部流出、管理棟浸水、管理棟前ビニールハウス2棟浸水、新倉庫の浸水・シャッター破損、階段下部崩落、園路一部崩落、園内手すりの崩落、北側のり面3か所崩落等となっております。

浴浴センターまどかでは、屋上排水の処理能力以上の豪雨により雨水が館内に流入、温泉棟で漏電となり、8月4日は臨時休業いたしました。また、ダリヤパークゴルフ場についても同日臨時休業としております。

林道関係では、内山沢林道のり面崩落、路面洗堀等、ため池では大光院堤1号の堤体決壊、農地では水田、畑への流木、ごみ、土砂流入となっております。

また、新八堤の機能や内山沢堤からの水路設計の見直しについては、豪雨災害を受け、東北農政局査定官及び茨城県の農研機構農村工学研究所研究員により現地調査が行われました。その調査報告の中で、内山沢堤、新八堤及び大光院堤1号は、重ね堤として3つのため池が

セットで内山沢地域の農業水利確保と下流地域の水害防止の役割を担っていることが確認されており、内山沢一帯の排水対策については、地域防災の観点から検討していくべきと思っておりますので、今後調査を進めてまいりたいと考えております。

次に、ダリヤ園及びハーブガーデンについてであります。ダリヤ園は園内の大部分が冠水し、大量の土砂が堆積したほか、一部の園路や花壇が流されるなど施設にも被害が及んでおります。ダリアは下部が泥をかぶったものの、健全な二番花が咲くよう管理を徹底しており、今後、例年同様に多くの花が咲くものと考えております。園内土砂撤去や清掃等に、置農生をはじめ、たくさんのボランティアの皆さんにご協力をいただき、感謝しております。

今年度の営業については、来場者の安全を第一に、一部立入りを制限する区域を設けること等も念頭に置きながら、今期中に再開できるよう時期の見極めを行っているところであります。

また、復旧に当たっては、置賜公園のハーブガーデンを含め、原状に復旧することを基本としながら、鏡沼等の復旧方法も踏まえて関係者と協議してまいります。

次に、鏡沼の復旧工事についてであります。8月3日の集中豪雨により、川西町内は短時間で380ミリを超える降雨を記録し、大光院堤1号周辺地域に大規模な被害をもたらしました。内山沢地域に降った雨が、最下流にある大光院堤1号に到達し、堤防を越水し、堤体を下流側から洗堀、堤防の決壊を引き起こしました。そして、その後、大量の土砂を含んだ泥水が下流域の住宅街に流れ込み、小松地区内に大きな被害をもたらしました。

災害の発生を受け、緊急対応として、下流域水路の土砂撤去による排水経路の確保と、大光院堤1号の決壊箇所へのブルーシート張りつけによる2次被害の発生防止対策を実施しております。

このたびの豪雨災害の原因については、さきに申し上げましたとおり、東北農政局の災害査定官と茨城県の農研機構農村工学研究所研究員により8月9日に現地調査が行われ、その調査報告書を22日に提出いただきました。報告書では、被災原因を、1つ、大光院堤1号の越流破壊の可能性が高い、2、洪水吐けの設計洪水量を超えた流入による貯水位設計洪水位より水位が上昇し、堤体天端の最も低い箇所でも越流が発生し、決壊したと考えられる、3、新八堤の洪水吐け下流の水利周辺で洗堀及び崩落があったことから、水路を越流し、ダリヤ園を流下して大光院堤1号に流入したと見られるとまとめられております。

今回の集中豪雨では、内山沢一帯に60万立方メートルの雨が降ったと見られており、その雨水が最下流に位置する大光院堤1号にほぼ全て流れ込み、その水量は大光院堤1号の貯水

量の25倍にも相当する量だったと見られております。

大光院堤1号の復旧については、内山沢堤、新八堤、大光院堤1号の農業利用状況と、ため池が雨水を一時的に受け止め緩やかに排水するという防災機能の両面を踏まえつつ、しゅんせつも含めたため池、水路の強靱化が必要であると思っております。

現在、内山沢地域に降った雨水は、最終的に小松地区の地下を通る水路や農業用水路を経由し、犬川に排水しておりますが、毎年のように豪雨が続く中、ため池機能の強化と排水経路の確保や排水路の強化を含め、総合的な視点から復旧整備が必要であり、地域住民の方々との意見交換を進めながら対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップについてであります。現在の洪水・土砂災害ハザードマップは、平成22年度に第1版を作成後、水防法の改正に伴い、千年に一度以上の降雨量の確率想定の下、河川の水位上昇に伴う堤防からの越水、堤防の破堤、内水については標高や地表の起伏を考慮した上で、最上川水系及び県管理河川の洪水浸水想定区域の公表を受け、令和元年度に作成したものであります。

一方、ため池ハザードマップについては、平成30年の西日本豪雨でため池の決壊が相次ぎ、被害が拡大したことを契機に、ハザードマップの作成の重要性が増したことから、ため池の管理主体がそれぞれ整備したため池ハザードマップを令和2年6月以降、順次公表しております。

このため、現在の洪水・土砂災害ハザードマップには、ため池ハザードマップの内容が記載されておられませんので、今後洪水・土砂災害ハザードマップの改定の際に、ため池ハザードマップの内容も反映してまいりたいと考えております。

次に、塩ノ沢射撃場についてであります。同施設は狩猟技術の向上と銃器取扱いの安全性を確保することを目的に昭和30年代に整備され、その後、平成元年にはライフル施設を追加整備されております。現在、米沢猟友会川西ブロックが管理運営を行っており、今年も山形県公安委員会の許可の下、5月から10月までの日曜日と祝日に限定し、開場されております。

8月3日の豪雨により犬川が氾濫し、河川近くに位置する同施設に対し大量の濁流が流れ込み、施設内の管理棟や発射装置、ライフル射撃施設、進入路等に壊滅的な被害を与えました。

猟友会会員の皆さんには、川西町農作物被害防止対策協議会の構成員になっていただき、特に有害鳥獣捕獲業務の実施隊として、農作物被害拡大防止と住民生活の安全確保に活躍を

いただいております。このたび被害を受けた塩ノ沢射撃場は、猟友会会員が捕獲業務を行う上で欠かせない狩猟技術の鍛錬の場として重要な施設であり、本町の鳥獣被害防止対策に大きな影響を与えるものと考えております。

塩ノ沢射撃場の復旧については、施設管理者である米沢猟友会川西ブロックの皆さんで現在検討中であるとお聞きしておりますので、今後、意見交換を重ねながら復旧支援を行ってまいります。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、最初にダリヤ園周辺のほうからの質問にさせていただきたいと思います。

内山沢堤は、8月3日ですけれども、そのときは越水していたのでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答え申し上げます。

内山沢堤については越水していないと聞いております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 量的にはどのくらい分かりますか。出ていない、越水していないんですか。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 越水していません。

○3番 とすれば、いっぱいにはなったわけですね。いっぱいいっぱいには。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

量は増えておりますけれども、堤体の上部までは来ていないということです。

○議長 渡部秀一君。

○3番 そうすると、オーバーフローのところでは止まっていたという考え方でよろしいですか。

続いて、質問いたします。

あと、下のほうで決壊した水がかぶったところでよく聞く話なんですけれども、流木が多かったと。この原因についてはどう考えられますか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

詳細は分かりませんが、内山沢一帯の斜面、山林のほうから土砂崩壊も起きていますので、そちらから木が流れ込んで流木となったのかなと思いますけれども、詳細については分かりません。

○議長 渡部秀一君。

○3番 確かに内山沢方面のほうでは斜面崩落というふうには書いておりますけれども、やはりそこには前にも言ったような気がいたしますけれども、ナラ枯れの切ったやつを積んであったというところも結構あったから、そのせいもあるのかなとは思っていたんですけれども、そのものが下までずっと流れていくというのはかなりの量かなと思っております。

それからですけれども、内山沢地域の農業水利というふうに書いてありますけれども、そもそも内山沢で農業ってやっているんですか、地区では。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

内山沢地域の水田はほぼ作付けされておりませんが、内山沢、3つのため池がございます。内山沢堤、新八堤、大光院堤、その堤の水につきましては、下流の東陽寺前の周辺の約15町歩の農地に水を供給されているというふう聞いております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 東陽寺前のほうに行くという話ですけれども、その水利というのは、白川土地改良区関係の水路及び長堀関係の水も入っているという話は聞いておりますけれども、その辺考えて、常に使う水であるということで考えていいんですか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

東陽寺前周辺の15ヘクタールについては、春から8月いっぱいぐらいまでの水の必要な期間に、内山沢の水を使用しているというふうにお聞きしております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 どちらにせよ、想定以上の雨が降ったらこうなるということを今年経験したわけですから、あの水路ではもたないということが証明されたわけです。それに関して、やはりその研究員の人たちからもいろいろ話はあったとは思いますが、そのことを踏まえてこれからどういうふうな水路計画を立てていくのかということ、ちょっと方向性だけでもお教えいただけませんか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

町長答弁の中でもございましたけれども、総合的な判断が必要であろうということで、農業利用と併せて、地域の防災面でも重要なため池でありますし、水利施設でございますので、

排水経路の問題、ため池の強靱化の問題、また別のルート of 排水路がないとか、いろいろ検討しながら対策を講じる必要があるというふうに思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ちょっと頭の中に浮かびませんが、まずその前にもう一つお聞きしたいのが、重ね堤として考えているということが書いてありますけれども、その重ね堤に関して、内山沢堤から新八堤までの距離というのは結構あるわけですよ。それでも重ね堤としての機能を果たすものかどうかというのはいかがでしょうか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

重ね堤というのは、1つの沢、エリアの全体の中で数か所のため池があると重ね堤でありまして、この重ね堤それぞれでこのエリアの水を調整し、下流の農地のほうに水を供給するシステムになっていますので、現在もこのエリアの3つのため池は重ね堤として機能しているものと承知しております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それで、その重ね堤の間にあまりにも結構距離があるということは、その水が本当は新八堤で受け止めなければいけないものが、質問にも書いたとおり、しゅんせつもされていない、本当に水路みたいな感じになっておるんですが、今まで結局それはその重ね堤としての用を足していなかったというふうに考えていいですか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

確かにしゅんせつが必要なため池だと私も見ておりますけれども、機能は果たしていたと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 どういう面で機能を果たしていたか教えてください。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答え申し上げます。

新八堤でございますけれども、たしかに土砂が入ってしゅんせつは必要でございますけれども、あそこでも一定の水を蓄える能力はございますし、現在も排水しておりますけれども、大分水が流れておりますので、その分の水があそこにたまっていたという事実は確かでございますので、機能は発揮していたというふうに感じております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 何か水かけ論みたいになってしまうので、ちょっと別のほうの質問にさせていただきます。

それでは、やはりこれから見直していくということに対してですけれども、これからの水路ですか、水路設計に関して、その想定値というはどういうところに置くのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

町長の答弁の中にもありましたけれども、東北農政局や関係機関から現場を見ていただきまして、いろいろなやり方があるんでないかということで今検討させていただいておりますし、県のほうでも中長期的にあそこを見て対策を考えようという集まりを持っていただくような流れになっていますので、今後やっぱり十分検討していく必要があると思います。現時点ではなかなか難しいですけれども、これから方向は見出せるというふうに感じております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 なるべく被災しないような、そのような水路設計をしていただきたいなと思います。

それでは、続きまして、ダリヤ園のほうということでお伺いいたします。

原状に復旧することを基本としておりますが、これを機にさらによくしようという考えはありますか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 今回の災害の復旧に当たっての事業なのですが、私どものダリヤ園、置賜公園、これにつきましては都市公園に位置づけられております。よって、今回の復旧に当たっては、国交省の公共土木施設災害復旧事業、これを活用しながら復旧に当たっていくということで今計画を進めております。その際的前提として、まずは原形復旧、これが基本に定められておりますので、その前提で現状は考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それは被災前と全く同じような原状復帰という考えなんですか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 事業の前提が原形復旧ということが定められておりますので、それが前提となります。

なお、施設の利用につきましては、その施設をいかに使っていくというようなソフト面で

の検討もこの間重ねてきておりますので、原形に復旧をするということをまずは最優先としながら、その施設をいかに効率的に使っていくのか、この検討も併せて進めてまいりたいと、進めていく必要があるというふうに認識をしてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ぜひソフト面でも結構ですから、前へと進んでいただきたいなと思います。

やはり公園内についていろいろなことを考えますけれども、今回はそれらを変えようという考えでいくなら、町として再生プロジェクトチームみたいなのを立ち上げて、そして話し合いながらするというのはいかがでしょうか。

○議長 井上課長。

○産業振興課長 今回の災害、被災した状況を見ていただき、それを知っていただき、多くの皆さんにダリヤ園の復旧に向けたボランティア作業に当たっていただきました。特に日本ダリア会の鷺澤理事長におかれましては、被災した直後、8月5日でございますが、わざわざ現地まで足を運んでいただきまして、今後の復旧に向けてどういった作業が必要なのか、そして浸水、水を浴びてしまった球根の管理、次に今度使うものですが、その管理に向けてどのように管理していきか、そういった技術的な指導をいただいております。

そのほか、町長が答弁をいたしましたとおり、置賜農業高等学校の生徒の皆さん、そして川西ダリヤ会の皆さん、そして毎年マウンテンバイク大会などでダリヤ園周辺をご利用いただいておりますチーム白猿の皆さんなどにダリヤ園に入っていただき、土砂や砂、これが堆積をした園路、芝生の復旧作業に当たっていただきました。

ダリヤ園の運営に当たりましては、これら多くの皆さんの支えの下にダリヤ園が成り立っております。特に観光協会など、その運営の主要な役割を担う団体もございまして、ダリヤ園全体を盛り上げていくという意味では、こういった皆さんとともに今後もよりよいダリヤ園がどうあるべきかというようなことを意見交換を行いながら進めていくことが必要だというふうに私どもも認識をしてございます。

また、特にハーブガーデン、これにつきましては実行委員会を組織しながら主体的な運営を担っていただいておりますので、それらの取組、これを土台としながら、議員からご指摘のございましたよりよい施設、これに向けて私どもも今後努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ダリヤ園、それからハーブ園、ハーブガーデンのほうもそうなんですけれども、やは

り今、ちまたではSNSばかりということで、どうせ直していかなきゃいけないということなら、そのSNS映えするような撮影スポットなども考えてつくりながら、いろいろなことで宣伝していただきたいなと思います。

そして、またダリヤ園一带は町の観光拠点ということでありますので、なるべくリピーターが訪れるようなすばらしい公園であればなと願ってやみません。そのリピーターがやはり愛着を持っていただくことで、交流人口だったものが関係人口へとステップアップするのかなと思っておりますので、川西町に愛着を持っていただくためにも、その突破口となるダリヤ園ですけれども、かなり力を入れて復旧復興をしていただきたいなと思います。これについて町長いかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 現状、早く回復しなきゃいけないということで、多くの皆さんにご支援いただいております、心から感謝申し上げたいなというふうに思います。

発災後すぐに知事もおいでいただきまして、ダリヤ園の形状を見ていただいて、被災した状況なんかも把握していただいたところでありまして、知事からは、皆さんが元気になるために、早く開園をしたほうがいいんじゃないかというアドバイスもいただいたところあります。

懸命に作業をしております関係者も、頑張って、それこそどこから手をつけたらいいか分からないような状況から、少しずつ土砂を上げたり、肥料をやったり、消毒をして病気が広がらないようにしたりという懸命な努力をされております。ただ、残念ながら園内に水がやはりかなり堆積しております、そろっていたといいますか、生育がよくなっていたなというか、何とかなるんじゃないかといったものが突然枯れていくというふうな、そういったところにも直面しております、水が堆積して根回りが不良になってしまったようなものの中には散見されながらも、でも懸命な努力をしているところでもあります。

答弁書の中にも入れさせていただきましたが、この被災したダリヤ園が、元気にきれいな花を咲かせているということの発信というのは大事な観点でありますし、地域経済に及ぼす影響も大きいので、何とか今月中に再開したいなと、そんな思いで努力をしているところあります。

いかんせん、課題はアクセスの問題です。上六角線がああいう状態ですから、使えないという状況があります。また、宮町をはじめ被災した方々の道路に多くの観光客の皆さんが入ってこられたときに、登下校の子供たちや生活されている方々の交通安全などの課題もあり

まして、多くのマスコミ関係者からもいつ再開するんだという問合せはたくさんいただいているんですけれども、それによって様々な課題も生まれてくるんだろうというふうに思っておりますので、慎重な取扱いをしながら何とか再開して、多くの皆さんに喜んでいただけるような運営をスタートさせていきたいなというふうに思います。

先ほど、新八堤からの白川用水路の部分についても、あのような惨状でありますので、そこに近づかないような安全対策も講じなきゃならないというようなこともございますので、万全を尽くしながら整えて、再開を目指してまいりたいと考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、続いて、鏡沼についてお伺いいたします。

この回答書によれば、鏡沼は復旧すると読み取れる内容でございますが、この決壊して罹災した人たちから理解を得ることができるのかというのが非常に問題になっているなと思っております。やはり罹災した方は、前にも羽越水害等でも水害に遭われておりますし、さらに今回は鉄砲水みたいな形でなっておりますので、大変怖かったんじゃないかなとは思っております。その辺を含めて、どのように被災した住民の方に説明をして鏡沼というものを置くのか、ちょっとこの辺をお伺いしたいと思います。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答え申し上げます。

先ほどから言っておりますけれども、やはりため池のただ単なる復旧では誰も納得されないというふうに感じております。ただ、ため池の持っている機能というものも、農業水利の確保だけでなく防災機能もありますので、そこら辺の効果を見ながら、国の災害復旧事業は原状回復が基本でございますけれども、ため池につきましては、現在、設置基準が変わりまして、あのような状態ではため池としては機能を有せないということで、より強いものをつくらなければならないとなっております。今回の災害復旧につきましても、より今の基準に沿った復旧をしながら、その周りの周辺のため池、堤体につきましても、別の事業で強靱化しながら、併せて新八堤の下の土地改良区の水路がございますけれども、あのような状況になっていきますので、あの水路の強靱化整備、そして先ほど申し上げましたけれども、第2ルートや新たな排水経路の検討を進めながら、地域の方にご提案することがご理解をいただく一つの手なのかなと考えておりますので、総合的な検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ただ、それでいきますと、やっぱり大きくないと、ため池として認められないから大きくつくるという形で考えていいんですか。そうなったら、かえって貯水量が増えれば、決壊のことを考えれば、やっぱり下に住んでいらっしゃる方は相当なリスク負担かなというふうに考えるんですけども、その辺って説得できると思っていますか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 堤体につきましては、堤防そのものにつきましては大きくする必要はないと思います。現在、あの3つの堤から水を取っているところが15ヘクタールと申し上げましたけれども、使用水量は減っておりますので、堤防そのものを大きくする必要はありません。ただ、防災機能という面では必要だと感じておりますので、低水管理、水を洪水吐きまでためないで、その下までで止めておく、もしくは水位の監視システムなどの整備を行いながら、常に水を低く抑えて、水がたまる状況にしながら防災機能を設置しておくということも必要だと思いますので、そこら辺のものの研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 防災機能というふうに先ほどから出ていますけれども、結局上から流れてくる水を、そこを通すことによって流速を抑えたり、そのような形で使っていくという形になりますけれども、今回はためすぎたために一気に決壊してしまった。防災のはずが、それがかえって災害になってしまったということになりますけれども、そういうふうな水が流れるということもこれから計算しなくちゃいけないと思うんですけども、そういうことを考えれば、あの場所にため池をつくるというのは無理があるのかなというふうに考えているんですけども、その辺どう考えますか。

○議長 原田町長。

○町長 これからの内山沢の水の処理をどうしていくのかという、そういう観点でのご質問というふうに思います。

ため池に水をためて農業用水を確保していた時代から、これからはそれをどう制御しながら安全対策を講じていくのかということで、ため池が持つ防災機能ということで答弁をさせていただきまして、県や国からもご指導いただきながら、内山沢というのは150ヘクタールぐらいの流域があります。その水が、400年から600年の一度の大雨が今回降ったということの報告書をいただいているところであります。そういった雨が二度と来ないということはない

いわけでありまして、そういった水が来たとしても、どう安全を確保するか、そういう意味での水処理をどうしていくのかということが課題であります。

先ほど課長から答弁あったように、用水吐きから落ちてくるあの水路、あの水路断面で毎年のように、毎年といいますか、大雨が降るとあそこの水路が現れるということが何回か過去にもございました。あの断面で吐き切れるのか、さらには大光院のところから先に行くと、用水路が狭くなるというか、細くなるというふうな現実がございます。そういう意味で、全てあそこの白川用水路でのみ込むことができずに、鏡沼のほうにも分水しながら洪水調整の役割を果たしてきた経過がありますが、鏡沼の用水吐けが今の基準に合わない状況でありますので、用水吐け自体も堤体の強度を測りながら入れ替えなきゃいけない。

これは一つの事例だと思いますけれども、最上町にあります小国川ダム、あの穴開きダム、通常は水を流しながら、大雨が降ったときにはダム機能を果たして下流の水害を防ぐという、そういった考え方も今示されているわけでありまして、様々な観点から、やはり大雨が降ったときにあの150ヘクタールの水をどうやって処理するかというときに、ため池が持つ機能も発揮しながら、全て水路で吐くということになれば、今度は犬川の水位がどうなっていくのかとか、国との協議なども必要になってまいりますので、そういう総合的な判断をするための今回専決をさせていただきましたけれども、調査をしっかりさせていただいて、国・県等の知見も生かさせていただきながら議論を深め、その前提になる町民の皆さんのご理解をいただく話合いの機会などもつくっていきたいと考えておりますので、そういう意味では、どうする、こうするというだけではなくて、どんな方法でしていったらいいのか、町民の皆さんのご意見なども踏まえて前に進めていきたいと考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ぜひ住民の方には丁寧な説明をしていただいて、本当に治水ということできっちりと、本当に見直したやつで幾ら雨が降っても今回のような決壊みたいなことはならないというふうな形にさせていただきたいなと思います。

続いて、ハザードマップについてお伺いいたします。

質問のほうにも書いてございましたが、現ハザードマップに内山沢堤、それから大沢ため池3号が載っておりませんが、そういうふうな大きな池があるから気をつけてくださいよというふうな意味でも、載せなくちゃいけなかったんじゃないかなと思います。その堤の部分の何か変な注積とかそういうので消されているものですから、その辺はなぜそうなったのか、経緯などを教えていただきたいと思います。

○議長 後藤安全安心課長。

○安全安心課長 渡部議員のご質問にお答えいたします。

現在のハザードマップにつきましては、洪水・土砂災害等を想定して令和元年度に作成しているものでございます。その中で、ため池等についての掲載がないというふうなご指摘でございますが、ハザードマップの作成が洪水・土砂災害を基本としておりますので、ため池等につきましては、作成当時につきましては載せていなかったというふうなことでございます。

その後でございますが、ため池ハザードマップというものが作成されておまして、これは農地林務課のほうで担当しておりますが、ため池等につきましてはそちらのほうで、ため池の危険性などそういうものをハザードマップを作成して周知を図っているというふうな状況でございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 作成当時の状況としてはそこまでだったという話ですけれども、ここにも書いてあるとおり、改定の際に直すという形なんでしょうけれども、その改定というのはいつ行うんですか。

○議長 後藤安全安心課長。

○安全安心課長 改定の内容についてお答えいたします。

現在、見直しをしております。来年度以降、改定の予定で検討しております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 その改定版の中に、ため池が崩れたら、決壊したらどうなるということも含まれるということで考えてよろしいんですか。あと、その改定版が町民に配られる時期、配布時期というのはいつ頃になりますか。

○議長 後藤課長。

○安全安心課長 改定の内容については、ため池のハザードマップの内容も含めて検討させていただきます。配布の時期につきましては、作成次第を予定しております。

○議長 原田町長。

○町長 後藤課長から説明あったとおり、このハザードマップ、令和元年につくったのは土砂災害、もしくは浸水被害に応じた形で、航空写真から高低差が見えてというか、その情報を県からいただきましたので、それを中心としたハザードマップになりました。

先ほど答弁にもありましたように、ため池のハザードマップにつきましては、現在、町の

ホームページで公表しておりますし、情報提供はさせていただいてまいりました。アクセスできない方もいらっしゃると思いますので、全て紙ベースに全部入れ込んだときに、なかなか今度は逆に分かりづらいというようなことも出てくるのかなというふうに思っておりますので、そこら辺のところは少し研究させていただいて、より町民の皆さんに、もしかすると地区ごとのハザードマップみたいな形で、もっときめ細かに対応していく必要があるのではないかなというふうなことも内部で検討させていただいております。

例えば、塩ノ沢の皆さんから強く言われたのは、塩ノ沢の皆さんの避難所が小松小学校でいいのかと。あそこにどうやって行くのだと。逆に塩ノ沢の皆さんは、塩ノ沢公民館で安全確保を図るほうがより有効ではないのかという、そんなご意見もいただいておりますので、そういう意味でもう少しきめ細やかな、例えば山間部なら山間部でのエリアの部分でのハザードマップとか、そういう想定される被害というのがあるものですから、そういったものでその地域の実態を反映した形でのハザードマップの研究なども進めてまいりたいと考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 その地区ごとのハザードマップというふうにお聞きしましたけれども、それは大変いかなと私は思います。現ハザードマップを見ると、自分の地区があまりにも小さくてなかなか見づらいというところもありますので、やはり避難路、避難所、それからこのくらいの雨が降ったらここがこのくらいになるというふうなことも、やはり地区ごとにしていただければ本当に分かりやすいのかなと思います。ぜひそれを進めていただきたいなと思います。

それでは、続いて、塩ノ沢の射撃場についてお伺いいたします。

これを見ると、意見交換を重ねながら、復旧支援を行ってまいるといいうふうに書いてありますけれども、その前に、意見交換する前に、今の場所、現状の場所にはできるんでしょうかね。同じことが2回続いているわけです。そうなってくると、やはりほかの場所に見直さなきゃいけないといった場合に、これは猟友会だけではなかなか探せないと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 設置場所についてもブロック長さんとも話をしておりますけれども、あの場所はとてもいい場所なんですけれども、このような災害が続く中で、本当にあの場所がいいのかという話も実際させていただいております。それも含めて会のほうで検討したいということですので、その意見を尊重しながら、町としても一緒に関わって

いきたいというふうに考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やはり猟友会のほうにお任せというパターンではなくて、積極的にやはりそこに参加して行って、いや、そこはやっぱりまたこういう雨が来たら流れるから、別な場所を何とか探そうよという形で探していただいて、別の場所でも一刻も早い復旧をお願いしたいなと思います。それはいかがでしょうか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 会員の皆さんも早期の復旧を希望していらっしゃるようですので、意見を交換しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 質問にも書いたとおり、有害鳥獣の駆除関係では本当にお世話になっている人たちですので、その人たちの練習場、それから集まる場所ということで射撃場があったわけですので、ほかの地区に行くというふうな形ではなくて、やはり川西町につくっておかないと、その人たちも少なくなってしまうたら困るわけですから、前によくテレビのほうで言われているんですけども、絶滅危惧種にハンターというふうに書いてありました。それぐらいやる人が少なくなっているの、やはり大切にさせていただいて、そして猟友会を盛り上げていただきたいなというふうに思います。

私は、豪雨災害と今後についてということで大きな題でやっておりますが、今お聞きしますと、やはりダリヤ園関係者の人たちは一生懸命頑張っていると。それに協力している団体も一生懸命やってくれているというすばらしい話を聞いたなと思っております。その人たちも当然ですが、職員の皆さんも水害のときは一生懸命頑張っておられました。本当に頭が下がる思いでございます。しかし、災害は終わりましたが、復興という大変な道のりに今度来ておりますので、ぜひこれからも皆さん力を合わせていただいて、本当にいい復興ができますようお願いをいたしまして私の質問とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長 渡部秀一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時35分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の4番吉村 徹君は質問席にお着きください。

吉村 徹君。

第3順位、吉村 徹君。

(4番 吉村 徹君 登壇)

○4番 議長に通告のとおり質問いたします。

8月3日の大雨により被害に遭われました皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日常の生活に戻れますよう切望いたします。また、暑い中、復興支援に当たっていただいております県内外からのボランティアの皆様に深く感謝申し上げます。

このたびの大雨による被害については、昭和42年8月に起きた羽越水害以来の大きな被害状況であり、町当局からの報告による住居被害については、床上、床下浸水が404棟、非住家への浸水被害については560棟が報告されたところではありますが、このたびの浸水により、移転せざるを得ない住居被害を受けた方などはいないか、おられたとすれば、町としてはどのような対応となるのかについてお伺いいたします。

このたびの各自治会の被害状況について、8月4日に各自治会長に依頼しながら被害状況の調査が行われたとのことではありますが、農業被害などの調査も含まれていたのかについてお伺いいたします。

ある自治会では、多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる団体の役員の方々が地区内農地の被害状況を調査し、担当課へ状況報告して対応している団体があり、農業被害については、具体的に地区内農地を把握している団体等の協力をお願いしながら被害把握を図るべきと考えるが、いかがでしょうか。

次に、これまでの様々な大雨の状況の中で、砂防による被害軽減効果があると考えているところであり、昭和42年の羽越水害以降、犬川の上流に当たる玉庭地区内に数多く建設されておりますが、町内の砂防設置数はどれほどあるのかお伺いいたします。

砂防については、河川砂防と林務砂防があり、県の維持管理となっているわけですが、建設後、時間の経過とともに土砂等の堆積などにより災害予防効果が期待できない状況となっている砂防があり、異常気象による大雨などが毎年起きる状況を踏まえ、県管理であるとしても、町として現状を把握しながらしゅんせつなどの要望を行っていくべきと考えるが、い

かがでしょうか。

農業関係、山林等については調査継続中とあるが、早急な被害把握とともに、復旧に向けた取組について、現場の状況を踏まえ、多面的機能支払交付金を活用しての軽微な復旧工事について該当する団体への周知を図りながら、秋の収穫に支障のない状況となる取組が必要と考えるが、いかがでしょうか。

23日、国の激甚災害に指定される見通しとなったと報じられましたが、早期復旧に向けての被災者支援、災害復旧に向けた取組について、町長のお考えをお伺いいたします。

最後になりますが、コロナ禍、物価高騰、そして豪雨被害という状況の中で、町民の皆様の生活と暮らしを守るための早期の対策を求め、質問いたします。

○議長 答弁を求めます。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、8月3日の大雨による被害について、住宅被害についてであります。9月2日現在、住家への浸水被害は、床上浸水が144棟で、内訳として半壊が3棟、準半壊が30棟、その他一部損壊が111棟、床下浸水が225棟で、計369棟の被害を確認しております。また、非住家の浸水被害は569棟となっており、住家、非住家を合わせますと、合計938棟の被害を把握しております。

このたびの浸水被害を受けた住家の被害程度では、半壊被害が一番被害程度が高いところではありますが、補修することにより再使用は可能な状況となっております。また、住宅被害のあった被災者から町の空き家バンクに2件の相談が寄せられており、その相談内容については自宅被害に伴い転居住宅を希望するものでありましたが、希望者のうち1世帯の方は、空き家バンクに希望する物件がなかったことから、独自に他市町に借家を探し、引っ越しをされておられます。また、もう1世帯につきましては、転居先として町営館之北住宅の情報を提供しております。

今後とも、町としては、被災された方の希望に沿うよう相談内容を十分お聞きしながら、様々な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、自治会内被害調査についてであります。早急に町内全体の被害状況を把握するため、8月4日に各自治会長へ自治会内の被害状況について調査のご協力をお願いしたところであり、自治会長の皆さんには、自ら被害を受けられた方もおられる中ご協力を賜り、

心から感謝を申し上げます。

調査については、自治会内における建物の被害状況と併せ、道路、水路等の被害状況について報告をいただき、まちづくり課が被害を確認し、関係課に引き継いできました。また、農地等の被害について報告があった場合は、農地林務課でその内容を調査し、その状況把握に努めております。

農地の維持保全管理については、多面的支払交付金事業の実施隊である町内19の地域保全隊に行っていただいておりますが、このたびの豪雨災害に当たり、8月8日付で町から各地区の保全隊に対し、農地や農地周りの水路、農道等の被害調査と応急措置をお願いしているところであります。

また、現在町では、各自治会や保全隊、農家の方々から寄せられた被害情報を基に被災現地の確認を行い、被害規模や被害金額を調査しているところであります。

次に、砂防の対策についてであります。議員ご意見のとおり、大雨による土砂災害を防止、軽減する対策として砂防施設は大変有効と捉えております。

初めに、河川砂防についてであります。本町には砂防法に基づいて国が指定している砂防指定地は17箇所あり、朴沢北沢に4か所、桐ノ木沢に1か所、松尾沢に4か所、沢入に1か所、ヤルミ沢に2か所、温井の犬川上流に4か所、明荷沢に1か所となっており、全て玉庭地区に指定されております。砂防指定地には砂防堰堤等の施設が設置されており、施設整備や維持管理は県が行っております。

また、玉庭小学校や玉庭駐在所周辺の地域は土砂災害警戒区域に指定されておりますが、現在、当地域の西側上流の馬場沢に県が砂防堰堤の整備を計画しており、令和8年度の完成を目標に進めてられております。

次に、林務砂防についてであります。森林法に基づき山地の荒廃防止のために設置されるものは治山ダムと呼ばれており、主に溪間に設置されております。施設管理者である県に確認したところ、町内には県が定める長寿命化個別施設計画に計上されている治山ダムが37基あり、全て玉庭地内にあるとのことでもあります。このたびの豪雨では、玉庭朴沢地区の治山ダムから大量の土砂が流出し、下流水路を200メートルにわたり閉塞させる被害が発生しております。

議員ご指摘のとおり、砂防堰堤や治山ダム等の砂防施設については、設置する場所や目的により構造や規模等に違いはありますが、山地から流れ出る土砂や流木等を受け止め、下流域への災害を予防、軽減する役割を担っており、そのためには施設機能が果たされる維持管

理が重要と考えております。

近年、激甚化する大雨が頻発している現状を踏まえ、砂防施設への土砂や流木等の堆積状況の現状把握と必要な対策について、県に要望してまいります。

次に、農業、山林等の被害対策についてであります。さきに述べましたとおり、多面的支払交付金事業の各保全隊で農地や農地周りの水路、農道等を見回っていただき、応急措置の対応を行っていただくようお願いしてまいりました。特に水稻については、出穂後のかん水や防除作業が必要であることから、農道や水利の確保を最優先に、しゅんせつ等の作業を担っていただきました。

一方、水田への土砂流入や畦畔の崩落等については、中山間部を中心に広範囲に発生し、現段階で400か所の被害が報告されており、水田の状態から稲刈り後の作業とせざるを得ない状況となっております。

今回の豪雨災害では、農地、水路、農道被害と併せ、土地改良区の基幹水路及び農業用のため池、用水機や頭首工等に大規模な被害が発生しており、山林においては、町内の林道9路線の全てに土砂の流入や路面洗堀等が発生し、治山ダムや山地斜面での崩落等も発生しております。

なお、農業用施設や山林施設の災害復旧については、多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金等の活用や公共災害復旧事業、県と町が協調する小規模災害緊急復旧事業等の活用が可能となっておりますが、このたびの災害が過去に類を見ない規模となっており、多面的支払交付金では十分な対応ができない、より踏み込んだ支援をとの意見も寄せられております。

引き続き国や県の情報を収集し、地域保全隊の方々や被害農家、土地改良区等の関係者と情報交換を行いながら、復旧支援策の検討を進めてまいります。

次に、激甚災害の指定についてであります。激甚災害に指定されることにより、町が行う道路、河川、公園等の公共土木施設災害復旧事業や、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等への国庫補助率のかさ上げが行われます。

また、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧についても小災害復旧事業債が認められるようになり、元利償還金の多くが交付税算入されるなど、町の財政負担が軽減される措置が取られます。

本町では、道路、河川、農地、ため池、林道、観光施設等広範囲にわたって多くの被害を受けており、被災状況は国土交通省の緊急災害対策派遣隊の協力で調査報告をいただきました。

たが、被害の全容についてはいまだ確定に至らない状況にあり、今後も調査を実施してまいります。

あわせて、住民の不安を解消するため、降雨や台風により2次被害が生じないように、土砂の撤去、水路のしゅんせつなど緊急に対応が必要な箇所から順次復旧作業を進めております。

大規模な被災箇所については、国や県からの支援を受け、国の災害復旧の査定準備や、単独で復旧を行う小規模な被災箇所の対応についても、早期の復旧を目指してまいります。

被災者支援については、専決処分により予算措置いたしました災害見舞金や義援金の交付、被災住宅や合併処理浄化槽復旧のための補助金交付、被災住宅等の洗浄に使用した水道料金の減免、被害を受けた商工事業者に対する経営支援交付金の交付、高齢避難者の施設への緊急入所支援など、被災者に寄り添った支援を行っております。今後、災害救助法や県からの支援も検討されておりますので、速やかな対応に努めてまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○4番 初めに、半壊の被害を受けた方についての対応についてお伺いしたいと思います。

町の地域防災計画の中で、被災された場合の対策として応急住宅対策計画というのがあるようでありまして、大規模な災害等により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急処置を実施するとありますが、今回、川西町では幸いにして全壊という被害はなくて、半壊が3件以上あるという状況の中で、これに当てはめると、半壊に遭われた方に対する対応はどのように行われていくのかお伺いしたいと思います。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいま吉村議員からあった内容についてお答え申し上げます。

今ありましたように、災害救助法に基づいて応急工事に対して国の支援があるという内容でございまして、その対象については、半壊の方、それから準半壊の方、この方々がこの災害救助法の適用になるというような範囲でございまして、半壊の場合につきましては、答弁書にもあります3件ほどが町内では対象になるということでございまして、今回の災害によって生じた修繕、修理等について65万5,000円の支援が受けられるという制度でございまして、準半壊の方については、先ほどの額については31万8,000円、これが修理費として支援があるという状況でございまして、町としましては、罹災証明が発行された先ほどの半壊3件の

方、それから準半壊の方30件おられますが、この適用がされるということなものですから、その方々には個別にこちらから文書をお持ちしながら、この内容の説明をしながら、現在、何件か照会をいただいている状況でございます。

○議長 吉村 徹君。

○4番 2日に県のほうの災害救助法が決定されたということで、金銭的なものも明確になってきているという状況でありますけれども、ただ、その住宅に対する、被災住宅の応急処理等についてはどのようになるのかお伺いしたいと思います。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 今ありましたように、その修理費については、先ほどの災害救助法については以上のような内容になりますが、その適用を受けない方々も当然おられまして、床上の方、床下も含めて三百六十数件の方々が浸水の被害を受けたということでございますので、災害救助法の適用にならなくても、今回、町の単独事業になりますが、その応急修繕に対しまして、床上の方でありますと上限30万円ということになりますが、30万円の修繕費を、それから今回床下の方も含めて、床下の方については20万円の上限になりますが、そういった方々を対象にしながら、今回補正予算の承認をいただいたわけでございますので、その方に対して9月1日から申請を受け付けられるように、8月31日に全ての対象者の方に文書を送付しながら受付を行っているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○4番 被害に遭われてから1か月が経過したという状況もありますので、今そういったいろいろな支援策も出てきている中で、スピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに考えるところであります。

ただ、今回、水害に遭って住めない状態になって、住宅を探さなくちゃいけないというような状況もあったわけでありまして、その件についても町のほうでいろいろ対応されたとありますけれども、その中で、転居先として町営館之北住宅を望めば提供するということになりましたが、例えば被災に遭った方がすぐにも入りたいという中で、こういった町営住宅にすぐに入居できるような条件が整っているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ありましたように、今回1世帯の方につきまして、町営住宅の情報提供を行ったということで町長のほうから答弁があったところでございます。今回紹介をさせていただいたのは住宅半壊なものですから、基本的には修理をしていただければ住めるということ

ではあったんですが、その方については、やはりご夫婦で高齢でありますので、住宅には戻らなくて、何とか町営住宅にというようなご要望もありまして、ちょうど町営住宅の応募期間がございましたので、1部屋だけ空いている状況がありましたので、その中での募集について情報提供を行ったところが今回の事例でございました。

ありましたように、常に被害に遭われた方について確保されているかということとはなかなかない状況でございますので、例えば民間のアパート情報の把握を行いながら誘導していくということで、民間のアパート会社の空き状況等についても把握をしながら、福祉関係のほうでも必要になるかと思いますので、福祉担当のほうにもそういった情報を流しながら、空いている状況等の情報共有を行ったところでございます。

あわせて、県のほうでは、県営の館之北住宅、こちらについても3件ほどちょうど空いている部屋があるということでございまして、これは山形県のほうでその3部屋については当分の間、修理までの間、住宅等で困るような場合があれば無償の提供をするというような情報がありますので、こちらに情報をいただいた方についてもその県営住宅の無償関係の制度についても情報提供をさせていただいて、ただ、その方がそこに住まわれたかというのはこちらでは把握していないんですが、県としてはそういった対応も取っているというところがございます。

○議長 吉村 徹君。

○4番 やはり被災に遭われた方なんかは、状況によってはすぐにでも住みたいという条件が出てくるという、そのときに対応できる体制も今後防災計画なりに盛り込んでいく必要もあるのではないかなと思いますが、その件についてはいかがでしょうかね。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 今ありました内容につきましては、今後の検討課題ということになりますが、ただ、ありましたように、災害という部分を意識しながら常時空けている部屋というのを準備するのはなかなか難しいというところはあるわけでございますので、こういった情報については、やはり民間の、民間アパートを運営される方々と常に情報共有をしながら、この空き状況等の把握に努めながら、そういったところへの支援誘導も含めて検討してまいりたいというところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○4番 次にですが、玉庭地区なんですが、高台にある住宅の前に斜面の崩壊によりまして、車庫が裏にあって、家の前を通るところの道路までちょっとえぐられているという状況があ

りました。これについては、町のほうへ報告、地区からも上がっているし、本人も電話してご相談したという話でございましたが、私有地なので自分で対応していただきたいというふうな話をされたということでもありますけれども、ここは後ろが地滑り地帯に指定されているということもある地域でありまして、そういったものに対する対応はやっぱり町が主体的に関わって、県のほうへ対策を立てていただくような流れがないと、本人がなかなかできるような状態ではないのかなと思っているところでありまして、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長 奥村課長。

○地域整備課長 ただいまありました内容につきまして、私どものほうにも玉庭の地区のセンター長を通じながら情報提供いただいたところでございます、その地域については、ありましたように、地滑りの指定がされている地域でございます。

この内容を受けながら、私どもとしても、まずは道路を管理する県の道路計画課のほうにその状況についてご相談を申し上げながら、対応について要望も含めてしたわけですが、やはり県としましては私有地、民地であるということなものですから、なかなか公的な部分での対応は難しいという判断の中で、ただ、道路上への土砂等の流出があるということもあって、ブルーシート等の応急対応については県でしていただいたというところの状況でございます。

ありましたように、指定地域は指定地域として県の河川砂防課のほうで区域のほうは指定をするわけですが、あくまでもその指定は指定としても、そこで起こった災害については、その土地がどこにあるかによってという対応になってくるというのが県としての見解でありましたので、今現状のところはそのブルーシートの中で対応させていただきながら、基本的にはやはり個人対応というような中で対応していただくしかないというような回答を申し上げたところでございました。

○議長 吉村 徹君。

○4番 質問としては、今回の大雨によって斜面崩壊ということがあったわけでございますので質問させてもらっていますが、やっぱり、ただその方は、業者を頼んですぐ見積りを取ってもらうからということも話はしたようですが、やっぱり業者の方は、そこが地滑り地帯という指定になっているところなので、責任持って工事することはできかねるというようなお話をされて、大変に困っているというような話でした。この地域防災計画の中でも、2次災害の心配等があれば、町から県のほうに連絡を入れて対策を立てていただくような流れをつ

くっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 奥村課長。

○地域整備課長 ただいまの状況も含めまして、改めて県のほうに対しましては状況のほうを説明させていただきながら、その支援の在り方については、町としてもお話をさせていただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ぜひそういった形の対応をお願いしたいと思います。できれば、本人に対して丁寧にご説明していただけると理解していただけるものかなと思いますので、その辺もちょっと町としてもぜひよろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、次なんですけど、今回の豪雨によって西方公民館が使用できないような状況になったというようなこともありますけど、今回の災害の中で、そういった自治会の公民館等の被害というものがあつたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 原田町長。

○町長 調査はまちづくり課が自治会長さんに依頼しながらしているところではありますが、現状私が把握しているところでは、自治公民館8か所ほど床上浸水等の被害が発生しているというふうに報告をいただいているところでもあります。

○議長 吉村 徹君。

○4番 今町長から、ありがとうございます、8か所ということでございましたが、昔、公民館としては、町でも建てるときには助成を出していたという状況があつて、その当時、地区の住民の方もある程度若いといいますか、頑張つて公民館を建てたりしてきたわけですが、今の現状の中では、今回のような災害を受けると、なかなか地区民の方々もそういった形に対して取り組んでいけるような状況にもないようにお伺いします。そういった形に対して、町でもう一度やはりその公民館に対する助成というものを考えていくべきではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 議員からは、西方公民館の状況を報告いただいたわけでありまして、大変今も床をはぐって土砂を撤去し、乾燥させているような状態で、手をかけられる状況ではないということとは私も認識しているところでもあります。

もう一つ課題になるのは、例えば高豆蔻とか下黒川、もしくは吉島の西原公民館、こういったところは令和元年の台風19号で床上浸水して、かなり皆さん苦勞されて復旧もしくは畳

を入れ替えたりとか、本当に頑張って再建された自治公民館であります。そこがまた同じように被災してしまったという意味では、新たな状況が発生したなというふうに思っております。

自治公民館で地域の助け合い、そして支え合いというのが地域づくりの一番大きな土台になるわけでありますので、そういったコミュニティを維持していくためにも、町として今回被災した公民館に対して何らかの支援をしていかなきゃいけないということで内部で検討させていただいておりますので、皆さん方の期待に応えられるようにしっかり補助等を検討しておりますので、できるだけ早く速やかな対応ができるように町として判断していきたいと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○4番 町長の前向きなお話を受けまして安心したわけでありますけれども、本当に被災された住宅、生活を先に優先的にやっていかなくちゃいけないという状況はあるわけですが、併せて公民館のほうも、そういった地域のコミュニティの中心として、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに考えます。

次ですが、自治会内の被害調査の実施の件であります、町長の報告では、自治会長さんには8月4日をお願いしているということでしたが、8月8日付で保全隊を通じての被害調査を依頼するということでありましたが、こういった形で、文書での被害状況の報告をお願いするのかどうかについてお伺いします。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、農地の維持保全管理につきましては、多面の保全隊のほうをお願いしていることがありまして、8月8日付で、特に出穂前の水の必要な田んぼ、閉塞されているような田んぼのしゅんせつや農道の整備などを踏まえて現状を把握していただいて、それをお知らせいただきたいということで文書を差し上げております。

これにつきましては、国から多面の機能を使ってそういう調査をなささいということで文書が届いていましたので、それも併せて保全隊のほうに送付させていただいております。

○議長 吉村 徹君。

○4番 自治会内では、自治会長さんが調査で回ったという中で、保全隊に参加している方々の情報については、被害届とかなんとかの話がなかったもんだから、農地関係は出せないでしまったというような話があつて、まあ結局うちで言えば、一般質問の中で申し上げました

が、うちの自治会の保全隊は、役員です現場を調査しながら、これをまず町に上げるしかないということで、資料をそろえておったわけですが、いざ、そういうことをどこに上げればいいんだという話になりまして、それだったら私が役場に一応持っていきましょうということで私が持ってきたという状況なわけですけれども、何となく各保全隊の代表さんの考え方によって、やはりそういう形でやってくれている方とやっていない方があると。現在、玉庭地区では、自治会長さんを通して、また再び農地を含めた被害調査を行っているというようなことがありまして、最初に出した方々から言わせると、もう1か月もたっているのに何だというような話も逆にありまして、これはちょっと混乱しているなというふうに思っているところです。

実質やはり具体的な農地なんかをつかんでいるのは保全隊の関係の方々ということもありますので、そこら辺をもう一度きちとした形で早めに情報を収集する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 全くそのとおりだと思いますけれども、時田地区の保全隊につきましては、早急に集まりを持ちまして現地調査を行って、これは国の災害でお願いしたいもの、これは県の小規模かな、これは多面でできるかなという検討をされております。また、朴沢地内でも、農家の方が集まっていたいただいて調査をし、逆に町から来てほしいということで、呼ばれながら現地調査をさせていただきました。そのほかの地区、お盆が明けてからいろいろ情報が入ってきましたけれども、なかなか保全隊の方々の考えが若干あったようですけれども、少し遅くなったのかなということで非常に反省をしているところでございます。

なお、どうしても保全隊は、大きな保全隊と小さな保全隊がございます。地区1本でつくっている保全隊の場合は、なかなか末端まで情報が伝わる時間的な部分が必要で、その収集が難しかったというような話も聞いておりましたので、そこら辺は今後改善しながら、このような災害が起こってほしくはありませんけれども、そういう連絡体制を整えていきたいなというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○4番 まあそういうことで、ちょっと正確な数字をつかむためにも、今回の災害というのはこれからもあるという状況もあるわけでありまして、なかなか先ほどから申しております地区防災計画の中でも、被害の状況の集約についてはなかなか詳しく載っていないという感じ

であって、発生したときには自主防災なんかの協力も得て管内のいろいろな被害状況を調べるといふことがあるわけですが、農業被害等についての記述というのはないというふうに考えているわけです。町における活動の中で、町は県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地区内の詳細な被害状況を調査するということになっているわけでありまして、この関係機関という中に、結局そういった農協さんであったりとか保全隊とかということに理解していいのかなど、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 被害情報収集につきましては農地林務課のほうですの
で、そこら辺の体制を強化する必要があるかなというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ちょっと防災計画のほうの見直しなんかも、悪いけれども必要なのかというふうに私はちょっと感じたところでして、やはり農業被害も集約できるような形で、どこの団体に被害状況をお願いするのかというところまで踏み込んでいったほうが、これから毎年じゃないでも起きるような状況の中ですので、そこら辺も明確にさせていただいて、やはり自治会長さん方は地区内のそういったところ、仕分けをしながらといいますか、自治会長さんだけにお任せしないでやるような体制をぜひつくっていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 ご指摘いただいた点は十分踏まえながら、今後の防災計画の見直しなどにも反映していきたいなというふうに思います。

今回、8月3日に被災し、4日から本格的に災害対策本部の活動が復旧のほうに始まったわけで、やはり全体の被害状況を把握しなきゃならないということで、大変自治会長さんにはご苦勞をおかけしたわけでありまして、浸水被害等の状況の報告をお願いしました。特に、そこに農業被害の把握というところまではお願いしておりませんで、床上、床下浸水、もしくはどこか被害が発生していれば報告していただきたいということでもあります。

農地被害につきましては、基本的には地主の方、耕作者の方が把握してもらいながら、その取りまとめとして保全隊、もしくは水路関係などになれば土地改良区とか、そういった段階を踏んだ形で報告があるのかなというふうに思っております、自治会長さんからは積極的に農地被害などについても報告いただいた場合もございましたので、それらについては農地林務のほう現場に行って確認をする、また自治会長さんからいただいた様々な被害情報

につきましては、まちづくり課が現場を見て判断しながら関係課につないでいくと、そんな形で早い被害情報の把握に努めてきたところであります。まだそういったシステムが確立されていない中で、手探りの状態で対策本部の中で手分けして作業をしてきた経過もございまして、少し遅いのではないかなというご指摘については真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ぜひ検討いただければというふうに思います。

続きまして、河川砂防の件でありますけれども、本当に町長ご指摘のとおり、この玉庭地区にほとんど砂防があるわけでありまして、これまでの状況を見ると、やはり砂防による予防効果というか、結構甚大なものがあるのかなというふうに考えているところであります。そういった中で、ただやはり心配なのは、先ほどため池の問題もありましたが、どうしても中にもかなり古くなっている状況の中で、しゅんせつせざるを得ないというか、やっぱり砂利を片づけるとか何かをしないと効果が上がらないというような状況にあるというふうに、時たま私なんかも回って行ってそういったところを見ますと、やっぱり危険な状況になっているなというふうに考えているところであります。ぜひ県のほうに、県が管理ということになりますので、町ではないと思いますが、要望だけお願いしたいということと、あともう一つは、今回の請願なんかでもそうだったんですが、ここ2年前も、昨年も、ちょっと大雨が降るとどうしても土砂が流れて田んぼに入るところが玉庭地区で2か所ほどありまして、町のほうへも報告が上がってきていると思っております。その都度、どちらが担当なのかということ、白川で今まで一応修理とか何かは、砂利上げなんかはやってきたんですが、やっぱりあそこはもうそういった形で砂防でもつくらないと根本的な解決にはならないと思うので、ぜひ県のほうに砂防の要望をお願いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 うちが治山ダムを担当になりますけれども、県のほうに聞くと、治山ダムは土砂がたまったらば、そこを埋めてまた新たに上流のほうにつくっていくものだというふうに聞いております。そこをしゅんせつするというものは基本的に考えにはないという話でしたので、その新たな設置について県のほうの要望活動をしていかなければならないなというふうに感じているところでございます。

あと、玉庭地区にある大雨の際に水田に土砂が入る圃場ですけれども、水路管理者の土地改良区さんに補修等を行っていただいておりますけれども、その上の山の状態があつての土

砂だと思いますので、その改善に向けて県のほうに要請をしてみたいというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○4番 いずれにしても、今言われた状況の中では、やはり根本的にはその土砂を止めるすべをやらないと、毎年掘っては上げ掘っては上げという状況もありますので、そこら辺も町のほうにも報告はあると思うわけなので、ちょっとぜひ検討をお願いしたいなというふうに考えるところであります。

あと、次には多面的機能支払交付金の活用についてということでございますけれども、これについても1つお伺いしたいんですが、用途というか、今回の災害等のときに、どれに使っていいのかという制約があると思うんですが、そこら辺のついでの説明などは団体、保全隊の方々へご案内しているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 多面的機能支払交付金関係につきましては、5年計画でやっておりまして、今4年目かな、中間を過ぎた頃になっておりますけれども、基本的な使い方については、地域の農地の保全活動に使っていただきたいということで、水路、農道、水田等の維持管理に使っていただいております。その中で、国のほうから、今回災害がございましたので、その資金を十分活用していただきたいという旨の連絡を受けております。

ただし、この交付金につきましては、5年間の中でどういうものに使っていくんだという計画がそれぞれの組織でつくられておりますので、なかなか急に出てきたような今回の災害に使える金が十分ないという組織もございます。そういう中で、一部の組織では、今年やる事業を来年に繰り延べて、枠を広げながら災害に使おうという組織もございましたので、これからちょっと保全隊の皆さんと話をもちたいと考えておりますので、この保全隊の資金の活用方法、あと国の公共債、県と町の協調する小規模の事業、あとはもう一つ、自力ですという方法もありますけれども、そのよしあしがありますので、公共債の場合は来年でないとなかなか事業ができなくて、来春の作業が遅れてしまうという可能性もございます。あとは、小規模ですと個人負担も出てくるという関係でいろいろ制約がございますので、どういう形で復旧したらいいのかという話をこれからもちたいと思いますので、その意見交換をしながら復旧に向かっていきたいと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ぜひそういう形で。保全隊の方からの話では、結局災害で少々の軽微なところは出し

て使ってもいいですよというふうな話を受けても、例えば使い道に該当しないと後で言われたときに大変だろうなということで、やっぱりそういったある程度きちっとした、何に使っていいというようなところの目安を教えていただきたいとか、あと白川土地改良区だったり町でやったりと、今回の金が入ってくることについてもある程度教えていただくと、それに合わせた形での仕事ができるのではないかというふうに言っていましたので、ぜひこのところを検討していただいて、ご指導いただければありがたいなというふうに考えます。課長、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長 内谷課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 今、県の小規模が発動するという話は出ていますけれども、具体的な要綱等はまだ出ていません。それに伴って、町のいろいろな要綱等の整備も必要になってきます。そこら辺のめどは近々に固めたいと思っていますけれども、準備しながら地域のほうで話し合いを進めていきたいと思っていますので、ご協力いただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

どうしても水が必要な時期の災害ということで、緊急的に組合員が集まって、側溝の泥上げであったり水上げしながら水の確保に努めてきたようでありますので、それ以降の工事に関しては、適切にご指導の下にやっていくべきだというふうに考えていますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、激甚災害の指定が受けられたり、また県のほうの災害援助法が出ているわけでありますけれども、被災者の方々が町の役場に来て申請なりなんなりするわけですけれども、そのときに町民が各課を動くのではなくて、総合的な窓口といえますか、町民はそこへ行けば今回の災害の全て、ある程度の用は足りるというような体制を、総合窓口的なものをつくるべきではないかというふうに、町民の方もちょっと行って、同じフロアといえども右へ行ったり左へ行ったりという状況ではなくて、そこへ行けば用が足りるというような体制をつくってもらえないかというような話がありましたが、いかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 ご指摘いただいたことについて、例えば住民課であったり、税務であったり、農地であったりということで、ワンフロアはワンフロアですけれども、土木関係は2階に相談に来られるとか、いろいろな窓口があって被災者の方の移動が大きいということについては、ご指摘いただいたとおりでなというふうに思います。

窓口設置について、即にといいわけにはいきません、組織の見直しも当然していかないと対応できませんので、課題を整理させていただいて、どのような形のほうが有効なのか調査をして、窓口等の設置について検討させていただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○4番 ありがとうございます。ぜひそういった形で、被災に遭われています町民の方の不便がないような形で対応ということをお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時15分といたします。

(午後 1時55分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○議長 第4順位の9番橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 本日最後の質問でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

冒頭、私からも、8月3日大雨による洪水に見舞われた被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。また、役場職員を中心に、関係個人、あるいは団体の方々、ボランティアの方々に対し、本当に感謝を申し上げます。私どもも微力ながら被災復興のために尽くしていきたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、質問に入ります。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

8月3日から4日にかけて、山形県上空の線状降水帯により、置賜地方を中心に記録的な大雨が観測されました。県内では初めての大雨特別警報が7市町村に発表され、記録的短時間大雨情報も計6回発表されるなど、いまだかつてない大雨となりました。最上川とその支

流が氾濫した令和元年10月の台風19号による豪雨から3年、数十年に一度と言われるようなゲリラ豪雨が毎年全国各地で頻発しています。川西町においても、先日の議会全員協議会で報告があったように、甚大な被害が発生しました。ダリヤ園鏡沼決壊による上小松地内の床上、床下浸水被害など、町内の至るところでの被害が発生いたしました。

今回の被害は、想定された地域内とはいえ、まさかあそこがという感があります。浸水想定区域は河川が基準で、農業用水や側溝があふれるという状況は想定外と言われますが、今回は河川の水があふれる外水氾濫が発生したこととともに、水路や側溝の排水が追いつかない内水氾濫が発生し、深刻な被害をもたらしたと言われていています。従来の洪水とは違った体制確立が必要と考えます。新ハザードマップでは町内全域が浸水地域になっており、想定内であると言えはるのとおりですが、やはり意識の中ではまさかが先に立ってしまいます。

このたびの災害から、新たに浸水地域を書き加えるなどで今後の教訓とする必要があります。さらに、水害リスクに備えた流域治水という取組が必要と言われていています。ため池、遊水地、調整池、治水ダム建設、河道掘削など様々な治水対策が上げられておりますが、特に内水氾濫にはいずれも緊急に整備するには現実的ではないと思います。川西町における流域治水の在り方と周知についての見解を伺います。

次に、公立小・中学校教員の勤務体制が過酷になっているとの報道がありました。少子化が進んでいるにもかかわらず、デジタル化対応などで業務が拡大しているためとあり、教員は給食を食べながら書く連絡帳、実際に取れた1日の休憩時間は平均6分38秒、休憩ゼロは51.5%、持ち帰り仕事の時間は2時間45分、1か月当たりの超過勤務は83時間39分などのデータ（2021年6月、長野県教職員組合勤務実態調査）があります。デジタル化による新業務が増えたことが背景にあると指摘しています。

本町でも、GIGAスクールなどによる教育のICT化が進んでおり、先頃には電子黒板の増設も決まり、より分かりやすく児童・生徒個人個人の学習習熟度の把握ができ、教育効果が数段上がると期待しております。反面、教員にとっては、準備の設定や動作不調・故障の際に対応ができないなどにより十分に活用できずに、結局は導入しただけとなるケース（死蔵）も多々あると聞きます。現状の教育現場でのICT化によるメリット・デメリットについてお聞きいたします。

次に、小学校の統合について伺います。

町では、平成27年から再編検討の基準とルールに基づいて対象校の検討を始め、地域や保護者の検討の要請があれば次年度から検討に入るとあります。玉庭地区では、児童数の減少

で、よりよい教育環境の向上を目指すため統合したいとの意向になってきていると聞きます。
ほか地区の動向も含め、現況と進め方について質問をいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 答弁を求めます。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、8月3日川西町洪水について、このたびの洪水被害の教訓についてであります、このたびの被害は、議員ご指摘のとおり8月1か月分の平均雨量の2.7倍の雨が短時間に降ったことにより、大量の雨が河川に流入しあふれる外水氾濫と、排水能力を超える大量の雨が水路や側溝に流入し、排水が追いつかない内水氾濫、さらにはダリヤ園の鏡沼の決壊による浸水被害となっております。

特に、このたびの災害を受け、内水氾濫による新たな浸水想定区域の追加、道路冠水等による通行止めの箇所、ため池ハザードマップの内容などを反映させた新たなハザードマップの作成について検討していく必要があると考えております。また、各地区の避難所の指定など、大規模災害を想定した地区の実情を踏まえたきめ細かな地区ハザードマップの作成も検討してまいります。

令和元年10月の台風19号、令和2年7月の豪雨、そしてこのたびの8月豪雨と、ここ数年立て続けに洪水被害が発生しており、特に内水氾濫による被害が続いていることから、最上川上流域の抜本的な流域治水対策の実施について、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

町は、ハード面で各河川の改修工事やしゅんせつ、排水路の整備、支障木の撤去などの取組を進めるとともに、ソフト面では本部機能の充実、個別受信機の設置、防災行政無線と連携した情報伝達手段の多重化、自主防災組織の運営支援、防災士の養成、総合防災訓練の実施などに取り組んでおります。

8月3日からの豪雨災害は、56年前に発生した羽越水害に匹敵する大災害となりましたが、人的被害を防ぐことができたことは、本町の自主防災組織率が高く、災害に対する防災意識の高さに加え、自主防災組織、水防団などによる的確な避難誘導が行われたからであると考えております。このたびの災害を教訓に、人命優先を掲げながら、町防災計画の点検、見直し、町民の皆さんの防災意識の向上に努めてまいります。

次に、流域治水の在り方と周知についてであります。これまでの治水対策については、河川や砂防等の管理者主体のハード対策により、河川区域や山地の治山治水対策が講じられてきたところであります。

しかしながら、近年全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることから、国や流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して、広範囲の集水域を1つの流域として捉え、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む流域治水対策へと転換されたところであります。

本県では、令和元年10月の台風19号や令和2年の7月豪雨など激甚な水害が発生したことから、さらなる水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者の協働により流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」に取り組むための協議、情報共有を行うことを目的として、令和2年9月15日に最上川流域治水協議会が設立されました。

この最上川流域治水協議会では、国の各種機関、県、市町村、土地改良区、企業等で構成されており、昨年3月30日に最上川水系流域治水プロジェクトが策定され、ハード整備とソフト対策が一体となった流域全体における総合的な防災・減災対策を進めていくこととしております。

このプロジェクトでは、堤防整備や河道掘削等の「氾濫をできるだけ防ぐための対策」、災害リスクを考慮した立地適正化計画や家屋移転等の「被害対象を減少させるための対策」、要配慮者の避難計画やマイ・タイムラインの普及等、「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」の取組を進めております。

このように、河川整備に併せ、地域の主産業（農業等）や豪雪地域などの地域特性を踏まえた対策を組み合わせた流域治水を推進し、流域での浸水被害の軽減を図るとしております。

気候変動の影響により近海の海水温度が上昇していると報告されており、今後、豪雨の激甚化・頻発化が予想される中、社会全体で水害に備える行動が重要であると考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小林英喜君。

（教育長 小林英喜君 登壇）

○教育長 私より、橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

教育現場のICT化によるメリット、デメリットについてと小学校統合について、ICTの現状についてであります。文部科学省のGIGAスクール構想により、本町では昨年4月より児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備に着手し、12月に完了しました。

それに先立ち、令和2年7月より各学校のコンピューター操作の得意な先生を核とした川

西町ICT教育推進委員会を立ち上げ、整備のための課題等を洗い出しながら下地をつくるとともに、児童・生徒1人1台端末下での対応の具体的な計画を策定してまいりました。その計画に沿って、昨年3月には「ICTの活用で授業改善」の冊子を作成し、11月には学年に応じた児童・生徒用の活用のルールや保護者配布資料等を作成し、ICT教育や端末の持ち帰り等について理解を図ってきたところであります。さらに、今年の3月には、小・中学校別に「情報活用能力育成のためのカリキュラム」を作成配布し、現在はそのカリキュラムに沿って、学校ごとにICT推進委員を中心に、情報活用能力の育成や授業の改善に取り組んでいるところであります。

具体的には、写真や動画による観察や記録、デジタル教材を用いたシミュレーション、習熟度に応じたドリル学習、マルチメディアを用いた発表など、授業や学習活動の幅が広がっております。これから導入される電子黒板と組み合わせることにより、さらに工夫した授業が行われるものと期待しております。

また、教職員の校務の改善については、昨年より川西中学校に成績処理やデータ管理のための校務支援システムを導入しておりますが、システムの操作に慣れ、データが蓄積されるにつれ、業務の効率化が図られており、今年度より小学校にも導入を図っております。

次に、ICTのメリット、デメリットについてであります。学校でICTを活用するメリットについては、前段申し上げましたように、授業が分かりやすくなり学習効果が上がること、個性や習熟度に応じた学習がしやすくなること、場所を問わず学習に参加できること、校務の効率化を図り教職員の負担を軽減できることなどが挙げられます。

逆に、デメリットとして考えられることとしては、自分で書いたり話したりする機会が減少すること、保守管理や故障の負担が大きいこと、システム導入初期のデータ入力や操作スキルの獲得に時間を要すること、情報管理やインターネット上のトラブルの問題などが挙げられます。

本町では、そうしたデメリットに対応するために、ICT教育推進委員会を中心に、児童・生徒に対しては、聞く・話す・書く・調べる・評価する・考える学習スキルと、パソコンを操作するスキルを意図的に組み合わせた授業づくりでコンピューターリテラシーの向上を図っております。また、教職員に対しては、校務の効率化を含め、教職員のICT活用力の強化のためのICT基本研修会や、国家資格であるITパスポート取得に向けた研修会を行っております。ICT操作が苦手な教職員もおりますが、教職員はこれまでも声をかけ合い、教え合うことでキャリアアップを図ってまいりました。

これからの時代を生きる児童・生徒には、ICT活用力は必須の力になると考えます。そうした未来社会の中で、自己実現を図る児童・生徒の育成を目指し、働き方改革の視点を忘れることなく、カリキュラムマネジメントを進めてまいりたいと考えております。

次に、町内小学校の統合の状況についてであります。本町では、児童の減少により、子供たちの教育の機会均等や教育水準を確保する観点から、学区再編を重要課題として取り組んでおります。

まず、学区再編の経過についてであります。教育委員会では平成18年2月に、今後の少子化による児童・生徒数の減少、学校規模が縮小する傾向が見込まれるため、教育の機会均等と教育水準の維持向上を確保する観点から、学校規模の適正化に向けた通学区域の見直しに関する計画を策定し、中学校1校、小学校2校の配置計画を公表しました。

中学校については、中学校開校準備委員会が設置され、平成23年4月に新川西中学校が開校しました。一方、小学校については、地域づくりやいじめ、不登校の増加、環境変化への不安など慎重な意見が多く、将来的な課題とされてきました。

しかし、その後、少子化の傾向が続き、町教育委員会は平成25年5月、あすの川西町の小学校を考える協議会を設置し、町内の将来における小学校区の在り方について、学区再編を検討する際の基準等、具体的な方策の検討を諮問しました。

協議会は、各幼児施設や小学校の保護者、各地区センター等との懇談会を開催するなど、広く意見聴取に努めながら7回の協議会を開催し、平成26年12月、教育委員会に川西町の小学校区の見直しについて答申が提出されました。

この答申を受け、教育委員会は平成27年1月、川西町小学校再編整備計画を策定、その内容は、最も教育環境の整った町立小学校の適正配置を実現するため、学区再編の考え方や検討を開始する基準とルール及び合意形成の在り方を定めました。

適切な学校規模を1学年1学級とし、おおむね10年以内に町内8校の小学校を4校ないし5校の配置にする学区再編を進めるとしております。そして、複式学級となっている小学校や今後複式学級が予想される小学校、地域や保護者から要請のある小学校は、当該通学区域内の関係者による検討委員会を設置し協議することとした小学校区再編検討の基準とルールを定めております。

このことから、平成27年度、この基準に該当した玉庭小学校、高山小学校、東沢小学校、犬川小学校の学区で検討委員会を設置し、検討結果として、玉庭小学校と犬川小学校については学区再編はしないとの報告をいただきました。

現在の学区再編の状況については、議員からご質問のとおり、玉庭地区から要望書をいただいております、児童の減少によりPTA役員等の選出が困難になってきたことや、児童や保護者による作業負担が増加し、将来的な不安を持つ保護者が多いことから、統合を早期に実現してほしいとの要望内容でありました。教育委員会としては、今後、玉庭小学校に学区再編検討委員会を設置し、地区住民の中で合意形成がなされるよう進めてまいりたいと考えております。

また、他地区の状況については、令和5年度に犬川小学校で複式学級が想定されており、犬川小学校についても平成27年度に検討した経過がありますので、保護者や地域の動向を見守りながら、要請があった場合は保護者や地域住民と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 大変丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、洪水対策でございますけれども、前段、同僚議員のほうからご質問があり、事細かに質問、そして答弁もございましたので、私からは大ざっぱという言い方はおかしいんですけども、大局的な立場に立った質問をさせてもらいたいと思います。

まず、現在も被害状況の調査中というふうに先ほどの質問ではあったようなんですけども、住宅被害、あるいは平場での被害というのは、もう100%近くまで被害調査というのは把握なさったんでしょうけれども、私が8月5日、そして24日、共産党議員団として共産党の山形選出の県議会議員とも一緒に調査に入ったんですけども、特に山間部が相当やっぱり地肌が見える部分があつて、その部分は手がつけれないようだという話で、被害があるようなんですけども、被害状況の把握というは何%という表現をすればいいのか分からないんですけども、例えば山間部はどのぐらい、平場はどのぐらいというふうな把握はなさっておるんでしょうか、いかがですか。

○議長 原田町長。

○町長 税務会計課長から先ほど報告いただきましたけれども、罹災状況について、住宅被害の状況についてはほぼ終了に近くなっているのかなと。あと五、六件という、5世帯ぐらいで、なかなか日中不在の方もいらっしゃいますので、電話連絡等をさせていただきながら、最終的な詰めをしていきたいという報告をいただきました。

また、山間部等については、私も林道の現場なども被災状況を見ましたけれども、そこに

たどり着くのにも苦労しているというような状況がございまして、全体を把握するには、何%というところまでは難しいところでありますけれども、ドローンを飛ばしたり、いろいろな形で把握に努めているところでありますので、被災箇所が特定できれば、そこに現場に行き、どのぐらいの量でどのぐらいの被害額になるのかというふうなことを調査しているところでありまして、まだ完璧にはなりませんけれども、かなり施設等については把握しつつあるのかなというふうに思っております。

ただ、今議員からあったように、山腹崩壊とかこういったところはどうもというか、知見が町職員にあるわけじゃないので、それを被害として判断できるのかどうか、そこら辺のところも含めて県などの担当者の方に相談をさせていただきながら方策を検討しているところでありまして、山林等についてはもうしばらくかかるのかなというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 無理せずにといい、危険のあるような場所にはなかなか行けないということはお聞きしていますので、まあ調査は必要なんでしょうけれども。ただ、私が心配しているのは、激甚の指定やそういう県への報告、あるいは国へ報告する段階での面積把握や被害額の把握というものを報告しなきゃいけないという場合の報告をどうするのかというふうに考えておるんですけども、その辺は融通が利く、まあ融通が利くという言い方は公式の場では言えないかもしれないんですけども、どうなんですかね。

○議長 原田町長。

○町長 災害査定に向けた調査をしているわけでありまして、30日、60日ルールというのがあるって、発災後、30日に状況を把握して、被害額、被害件数、こういったものについては速やかに国のほうに報告すると。そして、査定を受けるための調査、測量設計、こういったものについては60日をめどにといい、その後災害査定を受けるということになるようでありまして、このルールについては、なかなか国としても一つの定めを持っているようでありまして、柔軟なという言い方はちょっと説明不足になるわけでありまして、現場の実態に即した形で受け止めてほしいという要望はさせていただいているところでありまして、

今回の発災に起きまして、国のほうからTEC-FORCEに入らせていただきまして、町道、河川、こういったところについては被害実態の調査をサポートさせていただきました。あわせて、地方整備局ではありましたけれども、林道等の調査などにも支援をいただいて、大変助かったところでありまして。そういう意味では、国も被災者支援ということでもしっかり受け止めていただいているのかなというふうに思いまして、ありがたいというふうに思っ

おります。全体像がはっきりできるように鋭意努力しているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 町長からもTEC-FORCEの報告書、私もちょっと読ませてもらいましたけれども、事細かに大変すばらしい、復興にも役立つ資料だなというふうに拝見させてもらいましたけれども、状況把握をぜひ進めていただきながら、激甚対応あるいは補助金交付等々にもぜひ役立てるような被害状況把握というか、私もなかなかそこは言いづらいところがあるわけなんですけれども、把握、危険のないように進めていただきたいなと思います。

それで、被害もそうなんでしょうけれども、そういった中で今回の災害というのはため池決壊という一つの特異な事例、それと台風19号があった内水氾濫、さらにはバックウオーターによる外水氾濫というか、それとともに被害が把握できない山林というか山間部の崩壊というか、そういうものがあると思うんですけれども、結局バックウオーターになるから、末端、最下流部分、一番低い部分では水門を閉じて入らないようにする、それによって内水氾濫が起こるということなんでしょうけれども、この県との水門の閉鎖の時間というかそういったものというのは、前回もいろいろ問題になったわけなんですけれども、その部分は県との調整というのはどうなんだろうかね。水門の開け閉めの時間というか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ありましたように、河川水門の管理、操作につきましては、それぞれ管理する、最上川であれば当然国管理ということなものですから、国と管理者との契約の中で操作が行われるというところございまして、同じように県管理の河川についても県のほうで管理する方々を定めておりまして、その操作についてはどのぐらいになると閉めるということについては、その操作する方々と、あるいは業者委託されている樋門とかもありますので、そういった方々との情報の中で、今回は適切に対応されたものというふうには伺っております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 閉める時間が早かったんじゃないかと何かという、私はそんなことを問題にするんでないんですけれども、県との管理の中で、どの時点でどういうふうに関閉めるときちっと決まっているということなので、それは間違いないでしょうし、閉める方は手動ですので、命がけで閉めてくるということなものですから、やっぱりその辺も県との管理というか、十分に今後とも協議していただいて、水の管理というのは必要なんだろうけれども、結局閉め

れば中にたまってくるといふ、これは毎年起こるんじゃないかといふふうに危惧されるわけなんですけれども、この2番目の流域治水という考え方もあるといふことと共通するندیょうけれども、具体的に内水氾濫を防ぐ方法、あるいは低減する方法といふのはお考えでしようか。

○議長 原田町長。

○町長 ただいまの質問の趣旨に沿った形で町の重要事業要望の中にも入れさせていただいているわけなんですけれども、最上川上流域の流下能力が低下しているのではないかと、そこが一番の根本的な課題ではないかといふふうに捉えているところであります。そういう意味では、今般、最上川の流域治水プロジェクトが立ち上がりまして、令和2年度の水害を受けて、中流域を中心にして、大江町から下流域、大石田の堤防のないエリアとか、あとは橋の架け替えとか、大きなプロジェクトでしゅんせつなども始まっているところでありますが、中流域から手がかかっているといふことで、10か年の計画にはなるところであります。

ただ、我々からすれば最上川上流域、特に最上川は狭窄部を抱えておりまして、長井市さんとの境のあの部分が、どうしてもあそこがネックになって、土砂の堆積が上流部に積み重なっているのではないかなといふふうなことを踏まえた形で治水対策などをお願いしているところでありますが、一気に全てといふわけにはいかないというのが現実でありまして、我々も声を大きくしながら、そして下流域の皆さんが被災しないようにといふ、全体がよくなるような仕組みをどうつくるかといふことになってくのかなといふふうには思います。

上流部は、例えば吉野川とか、今後は和田川の河川改修なども入ることになれば、より一層最上川本川に水が早く到達するといふことになっていくだろうといふふうなことも考えると、最上川上流域のしゅんせつ、さらには支障木等、流下能力の向上については同時並行的に進めていただきたいという要望も継続して取り組んでいきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 結局全ての川が最上川に流れるわけなんで、その最上川本体が流下能力がなければあふれるといふことになるわけで、今回は想定外の雨、想定外が毎年起こるような状況では毎年被害に遭うのかといふふうになるわけなんで、この対策としては、先ほどの議論の中でも、3段式のため池で洪水を防いでいくといふ、徐々に流していくといふ方法や、あるいは天気予報を予想しながらため池の水を抜いていくといふ方法なども様々あるといふふうに指摘はあるんですけれども、その流域治水の考え方自体が早急にはなかなか市町村では対応できないんじゃないかなといふふうにするんです。避難経路を考えるといふ、先ほどの答弁の中に

ももちろんあったわけなんですけれども、我々の身を守るということぐらいしか我々にはできないんじゃないかなと思うわけなんですけれども、町長どうでしょうね、流域治水の考え方というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 答弁書にも書かせていただきましたけれども、流域治水という考え方については100%被害の発生を防ぐということではなくて、減災、災害を小さくする、もしくは命を守る行動につなげながら被害を最小限にしていくということなどが大きな目的になっております。当然我々からすれば、ハード整備で強化してもらいたいという思いはあるわけでありますが、それで全てを解決できないというのが現状だということ、そういう国の考え方も示されておりまして、1つは、減災につながるという意味では、常時被災している箇所について、住居の在り方などについても検討するとか、やっぱり安全を確保するための対応策、ソフト面も含めて考えていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

流域治水というと、何か全て解決できるような魔法の手だてみたいなものになるわけですが、ただ単なる治水といいますか、ハード整備だけではなくて、ソフトを兼ねながら、どれだけ被災を減らしていくのか、減災していくのかということ国が示しておりますので、そのことについては尊重しながらも、町民の財産を守るという観点で声を上げていかなきゃいけないというふうに捉えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 私が思うには、黒川辺りは「またついた」という表現になってしまうんですけれども、そんなことで大変な思いをしているということなんですけれども、少しでも減らすとすれば、水門を閉じてしまえば水がたまる一方なので、やっぱり排水のポンプか何かを常時備える必要があるんじゃないかなというふうに、それぐらいしか私はないんじゃないかなという、先ほどの議論の中の田んぼダムという方法もあるんでしょうけれども、上流から全て田んぼダムが整備されればそれなりの効果はあるんでしょうけれども、一定程度の地域だけの田んぼダムでは、これもう駄目なんじゃないかなと私は思うんですけれども、何か具体的に、やっぱり町としては、例えば排水ポンプを置くんだよとかという姿勢というかね、これが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、町長はいかがですか。

○議長 原田町長。

○町長 このたびも、鬼神川に国のほうに排水ポンプの配置をお願いして、排水作業にも当たっていただきました。また、黒川には県のほうで排水ポンプを設置していただいて排水対応

をしていただいたところではありますが、それ以上の水が押し寄せたということもあります。排水ポンプで排水できる部分というのは、やっぱり小規模であれば大変効果が高く見えるわけでありませけれども、今回の雨のような状況の中ではなかなか難しかったなど。特に鬼神周辺とか北郷地区などは、もう2日間ぐらい冠水して、長時間水が引かない状況なども続いておりましたので、そういう意味では最上川本川の水位が下がらないと水をのみ込めないという状況は続いていくなというふうに被害実態を把握したところでもありますので、こういったことについて国のほうにも働きかけをしていかなきゃいけないなというふうに思っております。

鬼神川のときもそうだったんですが、夜中の11時ぐらいから排水を始めたわけでありませけれども、1時半ぐらいで危険水位を超えてしまったものですから、そこから撤去、退去しろという命令になりました。ですから、最上川の堤防が破堤するような状況とか、作業に当たる方の人命に関わるような被害が発生することのないように安全対策を講じなきゃならないということにもなりますので、排水ポンプ、本当に機能が発揮できればいいわけですが、それで全て解決できるということにはならないということも踏まえながら検討していかなきゃいけないなというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 昔から洪水は河川管理ということで、やっぱり洪水は一番に管理というのが大事なんだというふうに言われて、しばらく災害がなかったものですから、我々としては先ほども申し上げたまさか感ということで、油断しておったということなんですけれども、まあ何ともこれがしょうがないという言い方では我々としては済まないわけで、ぜひ最上川本流のしゅんせつ、あるいは河川改修、拡張、これはやっぱり早急に国に対して要望するしかないのかなというふうに思うんですけれども、ぜひその辺、県町村会の会長としてもぜひ国に強く要望していただきたいなと思うわけです。

何か方法がないんでしょうかね、町長（笑）。なかなかこれがいいんじゃないか、あれがいいんじゃないかという方法は私として考えあぐねるわけなんですけれども、いい方法、何か具体例があればぜひお示しいただきたいし、教訓はどうですかという質問だったわけなんですけれども、まあ復興途中で教訓というのもまあないんでしょうけれども、現時点の教訓などもあればぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長 原田町長。

○町長 これもいろいろな取組があつて、例えば大崎市の場合などもそうなんですけど、かなり

堤防が強化されて、排水ポンプもこの7月の豪雨災害のときには6台が3日間フル稼働したということで対策を講じたそうでありますが、それでも浸水してしまったという報告をいただいております。令和2年の災害時から、排水ポンプに対して費用負担が自治体に求められるようになりました。大崎市の場合は、6,000万を超える費用負担を求められているということでありましたし、松島町の町長さんとの間お話ししたときには、松島のほうも吉田川の排水ポンプを回させていただいて、やっぱり3日ほど回って、3,000万ほどの国からの請求があったということで、少し平準化というか、削減していただきたいという要望活動を今しているということでありましたので、そういったことも含めて、国が支援するときの中身についてはしっかり吟味していかなきゃいけないなというふうに思います。

2つほどちょっとこれを研究してみたいなと思っているのは、1つは基礎の部分のかさ上げですね。住居の基礎を高くして、1メートルとかかさ上げて住居を守るという、そういった支援ができないだろうかというふうなことを提案もいただいております、そういったことを少し研究してみたいなというふうに思います。

あと、戸沢村で今これから国の支援をいただきながら進めるのが、集落を守る輪中の形で、集落を守る堤防をつくるというふうなことなども事業化されるというお話も聞いておまして、今回続けて被災された黒川、下黒川とか北郷エリアの皆さんにとって、やっぱりまたかという残念な気持ちというのは重々私も承知しておまして、そういったものに抜本的に答えになるような考え方、もしくは支援策というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 資料によりますと、リスクの高い地域からリスクの低い地域へ移転するという、まあ引っ越せということなんでしょうけれども、これもなかなか簡単にはいかないということで、これは当然やっぱり自分の命を守るために住居絡みで引っ越すということは、これは大事なことなんでしょうけれども、なかなか現実的ではないなと私は思うんです。ぜひいろいろな情報を取り入れていただきながら、毎年これではなということじゃないような方策をお互いに考えていかなきゃいけないなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

鏡沼の決壊につきましては、先ほど渡部議員からもご質問ありましたので、私からはいたしませんので、次に教育長にご答弁お願ひしたいと思います。

GIGAスクール構想ということで、それぞれに充実した教育のためにパソコン導入、タブレット導入というふうな形になっておるんですけれども、現状の使用状況というのは、例

えば週何回使うとか、授業全てで使っているとか何かという、我々学校現場をなかなかのぞけないものですから、現状についてはいかがでしょうか。

○議長 小林教育長。

○教育長 パソコン等の使用状況でございますけれども、正確に数値で把握しているわけではございませんが、このたびの学習状況調査によりますと、GIGAスクール構想が展開されて全国で活発に使用されておりますので、その平均値まではなかなかちょっといきませんでしたけれども、県内では使われている方の部類に入ります。また、川西町は外国語指導でずっとICTを多用してきた経験がございますので、それらが授業の中核になって、ほかの学習にも転用できるようになっているという状況でございます。

週何回というか、外国語のように毎時間使う教科もございますし、理科や数学などシミュレーションや集計とか実験などをする場合に活用する場合など、あと社会科などは資料提示などで使う場合等、様々その使い方、使いやすさを生かしながら、多方面でできるだけ使っていただくように校長会を通して指導していただいております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 まあ週何回使うか分からないということなんですけれども、教育委員会としては週何回使いなさい、あるいはこの教科で使いなさいとかというのは、指定というか、これはないんでしょうか。

○議長 小林教育長。

○教育長 特に設けておりません。ICT教育推進委員会の中で、こんな使い方がある、こういう使い方があるというのをいろいろ類型を令和3年度にまとめましたので、それに沿った形で、こういう使い方があるということ、今はタブレット端末が入った授業がまだ1年目、2年目でございますので、多様な実践を生み出す時期だと思います。こちらで何回使え、こういうことで使いなさいということよりも、いろいろな使い方、こういうこともある、こういうこともあるよということを実践で生み出していただきながら、効果的な実践をICT教育推進委員会を通して広めていきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 それでは、先生によって、担任の先生というか教科の先生によって使い方が変わってくるということなんだろうけれども、全く使わない先生もいらっしゃるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 小林教育長。

○教育長 使いにくい教科もございますので、全くということはないですけども、学習の中でタブレット端末を生かすというようなことは、ぜひICTの高額な予算をいただいでいて、賞味期限が結構短いんですね、新しい機能が入ってくるとすぐ使えなくなってしまうというようなこともありますので、今使えるうちに最大限活用いただくというようなことでICT教育推進委員会を立ち上げておるわけでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 確かにいろいろな人の情報から見れば、ビジュアルにいろいろなものが見られる、あるいは個別管理ができる、あるいは数学なんかは数式が、解法の方法なんかも事細かにできるというふうな指導があるようなんですけども、生徒側にとっては大変よろしいということでしょうけれども、それを準備する先生方が大変だというふうに私は聞いておるんですけども、どうなんでしょうね。その準備するほう、ソフトを使うほうの心構えというか、どうなんでしょう、負担になっていないんでしょうか。

○議長 小林教育長。

○教育長 やっぱり新しいものを覚えるときにはそれなりの研修が必要ですので、労力は必要になってくると思います。あと、初期のデータ入力等、あと更新等、やっぱりちょっと専門的な知識がないとなかなか行えないような業務もありますが、そこは町の教育委員会の指導主事が大変そういった点については堪能でございますので、電話で問合せいただければ大体お答えできる。また保守点検の業者が故障等があればすぐに参上していただけるので、そのような形で進めておるところでございます。身近にパソコンの得意な先生がいて、すぐに聞けるという環境が整っていることが大事だと思うので、そのICT教育推進委員の方々を中心に、その方に聞けばある程度のことですぐ校務でも使えるし、授業でも使えるというようなことを想定して進めているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 そういうことならば、それぞれの学校にICT専門の教員という表現がいいのか、指導員という表現がいいのか分からないですけども、置くべきじゃないでしょうかね、教育長、どうですか。

○議長 小林教育長。

○教育長 そういったところも利用として理想的な環境にすることも必要かと思いますが、やっぱり教職員のICT活用力をまず強化することが町の今課題として取り組んでいるところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 私ちょっと調べてみたら、以前から学校の先生の忙しさは指摘されておりますし、たびたび議会の中でも質問等々もあるわけなんですけれども、特に学習指導要領が変わってきて、教える内容がずいぶん増えてきたというふうに私、聞いております。特に、以前からある英語の授業が1週間の中でも授業数が増えている、あるいは道徳が科目となって評価をしなければ、生徒一人一人を道徳で評価するんですよ。評価して、しかもそれを文章化しなきゃいけないというふうな、こういう実態があるという。そのほかにパソコンのプログラミングの学習、これが入る。あるいは、その以前のパソコンの使い方の研修会がある。IT何とかという、国の資格があるというふうな表現もあったようなんですけれども、それも取らなきゃいけないという。学校の先生というのは超人なのかなと私思っているんですけれども、そんなに忙しくしてどうするんですかという私は質問なんですけれども、どうなんですか、教育長。

○議長 小林教育長。

○教育長 現在、県のほうでも働き方改革を推進しておりまして、まずは長時間勤務に関する意識の啓発、管理の徹底等と、教職員が担うべき業務とそのほかの業務、任せられる業務をすみ分けてみるというようなこと、あと教職員の事務負担の軽減を図るような取組を進めておりまして、令和3年度の実態から今期の上半期を比較すると、徐々にであります。今勤務時間は小中高共にだんだん少なくなってきました。そのような状況がこの川西町にも当てはまるのかなと思います。

ただ、時期的に、やっぱり年度末であるとか年度初めは非常に多忙な時期でありますので、そういったところに集中してしまうというような課題があることは事実でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 私が言ったことは、私が調べたものですから事実なんでしょうけれども、この忙しさの改善というのをしなければ、先生自体が、今もその変形労働制という制度があるかどうかは分からない、ちょっと調べてみないと分からないんですけれども、大変な状況になってくるんじゃないかなというふうに思うわけです。このICTが入ったから、より効率的に学校運営が進んでいるというふうな表現もあるようなんですけれども、どうなんでしょうかね。校長先生も大変でしょうし、その入力する先生方も大変んじゃないかなという実態をいろいろ聞くわけなんですけれども、その部分を改善するというか、だから結局教員の数を増員するしかないんじゃないかなと私は思うんですけれども、教育長どうですかね。

○議長 小林教育長。

○教育長 やっぱり先生方の忙しい状況はございます。それで、できるだけ教育委員会としても、各学校にICTの更新業務とか、教育委員会でできることは一括管理して、すぐに学校で対応できるような形で提示させていただいたりもしております。また、ICT教育推進委員会のほうでそういった課題を洗い出しながら、できるだけ教職員の負担にならないような形で業務改善が進めるように取り組んでいるところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ぜひ学校の先生の業務負担を軽くしながら、よりよいICT化というか、本当にこれは役立つそうなので、習熟度が進むというふうなことなんですけれども、逆にそれを取り入れたことによって大変なことになっているという状況なものですから、まあ教育長は過渡期じゃないかというようなちょっとニュアンスもあったわけなんですけれども、まあ過渡期は過渡期としても、やっぱり必要な場合は補助員や指導員なりというものを増やしていくということも必要なんではないでしょうかね。ぜひ学校の先生の負担軽減のためにも、教育長、ぜひ頑張ってくださいと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第5順位以降の2名の方の一般質問につきましては、明日9月6日の本会議において行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 3時15分)